

件 名	堺市緑の基本計画一部改定（案）の策定について
経過・現状 政策課題	【経過】 ・平成13年 5月 堺市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）策定 ・平成15年 8月 基本計画の一部改定、基本計画推進プラン（平成15～18年度）策定 ・平成18年 8月 基本計画推進プラン（平成18～21年度）策定 ・平成22年 8月 基本計画推進プラン（平成22～25年度）策定 ・平成25年 3月 基本計画改定（前期実施計画を併せて位置付け） ・平成29年 3月 堺市緑の政策審議会へ基本計画の一部改定について諮問 ・平成29年 11月 堺市緑の政策審議会から基本計画の一部改定について答申 【課題】 ○堺市マスタープラン後期実施計画において示されている、泉北ニュータウンの再生や百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組強化などのまちづくりの方向性との整合 ○都市緑地法等の改正や都市計画運用指針の改定など国の法制度の変更への対応 ・Park-PFI制度など民間活力を導入した都市公園の整備・管理運営の手法を確立することにより、公園が持つ機能を最大限に発揮させる。 ・都市計画施設の見直し・変更を重視した都市計画制度を運用し、長期未着手都市計画公園について見直すことにより、効率的・効果的な整備を推進する。
対応方針 今後の取組（案）	【計画期間】 平成24年度から10年間（後期実施計画期間：平成29～33年度。平成33年度に見直し。） 【基本計画の主な改定事項】 ○上位計画との整合 ・百舌鳥古市古墳群の世界文化遺産登録への機運が高まる中、大仙公園の魅力を向上し来訪者をもてなすための取り組みを進める。 <新規追加事業> - 大仙公園の魅力向上に向けた管理運営 ・緑のシンボルエリアに泉北ニュータウンエリアを位置付ける。 （臨海・環濠都市・百舌鳥野・南部丘陵・<u>泉北ニュータウン</u>） <新規追加事業> - 泉ヶ丘駅周辺における都市公園の整備（田園公園、三原公園、ビッグバン周辺地）、原山公園再整備運営事業 ○国の法制度の変更への対応 ・都市公園のパークマネジメントや長期未着手の都市計画公園の見直しについての方向性を示し、それに沿った取り組みを進める。 <新規追加事業> - 大規模な都市公園のパークマネジメント、小規模な都市公園のパークマネジメント、長期未着手都市計画公園の見直し・整備プログラムの策定 【今後のスケジュール】 ・平成30年1月 パブリックコメントの実施 ・平成30年3月 基本計画改定版の策定
効果の想定	○ 緑地の面積2,901ha（平成33年度）[参考：平成28年度 2,844ha] ○ 都市公園の開設面積720ha（平成33年度）[参考：平成28年度末 702ha] など
関係局との政策連携	市長公室、文化観光局、環境局、産業振興局、建築都市局など緑施策に関連する部局

堺市緑の基本計画一部改定案（概要版）

■計画改定の背景

本計画は改定から 5 年が経過し、前期実施計画が終了する。また、堺市マスタープラン後期実施計画が策定され、百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けた取組みの強化・拡充や泉北ニュータウンの再生に向けたまちづくりなどが進められている。

本計画改定後、国においては、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全、地球温暖化対策の推進といった視点から都市緑地法等の改正や都市農業振興基本計画及び地球温暖化対策計画などを策定し、また、都市公園を取巻く環境変化に対応することから都市計画運用指針の改定を行うなど、社会情勢の変化に対応した法制度に変更された。

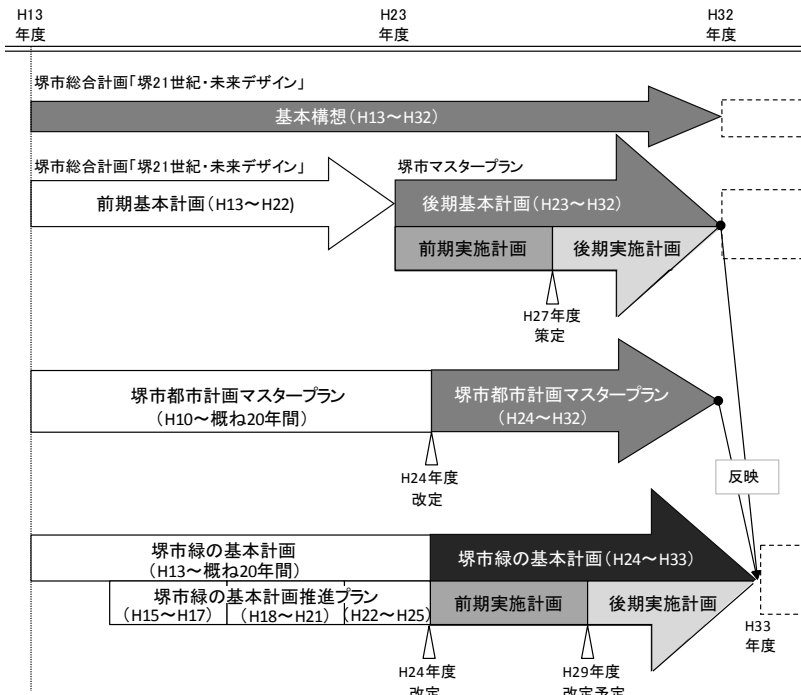
このような背景を踏まえ、基本計画の一部改定を行うこととする。

■計画期間

計画期間はH24 年度から 10 年間である。

また、5 年間ごとの実施計画を併せて位置づけているため後期終了年度に見直しを行う。

※上位計画である堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」の期間とその見直しを踏まえ、計画改定に必要な期間を見据えた目標年度。



■前期5年間の振り返りについて

- 緑地の確保目標に対する進捗については、都市公園の開設、臨海部の広場や緑地、スポーツ施設の新たな整備や南部丘陵の保全緑地の指定などにより増加(+43ha)した。
- 都市公園の整備に対する進捗については、大仙公園の整備、草部今池公園などの身近な都市公園の整備や開発による帰属公園の開設により増加(+9ha)した。
- 事業の達成状況については、45 事業のうち、「計画を上回って進めている」が 5 事業(11%)、「ほぼ計画通りである」が 40 事業(89%)であり、概ね計画通りに実施できた。

◇緑地の確保目標に対する進捗

	改定時 (H23)	現状値 (H28)	目標値 (H33)
公園や公園的な緑とオープンスペースを有する施設	1,708ha	1,747 ha	1,775 ha
土地所有者など市民や企業の協力により保全される緑地	1,093ha	1,097 ha	1,126 ha
合 計 (市域面積に対する緑地の割合)	2,801ha (18.7%)	2,844 ha (19.0%)	2,901 ha (19.3%)

◇都市公園の整備に対する進捗

	改定時(H23)	現状値(H28)	目標値(H33)
都市公園開設面積	693ha	702ha	720ha
市民 1 人あたりの公園面積	8.2 ㎡/人	8.4 ㎡/人	8.7 ㎡/人

■一部改定にあたっての主な課題と対応

主な課題	対 応
○上位計画との整合 緑の保全・創出・育成に関する施策を推進するにあたり、堺市マスタープラン後期実施計画において示されている、豊かで特徴的な緑を有する泉北ニュータウンの再生や百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組強化などのまちづくりの方向性と整合を図る。	泉北ニュータウンをシンボルエリアに位置付け、都市的利便性と豊かな自然環境が共存する魅力を創造・継承するための取り組みを進める。 百舌鳥古市古墳群の世界文化遺産登録への機運が高まる中、大仙公園の魅力を向上し来訪者をもてなすための取り組みを進める。
○国の法制度の変更への対応 ・都市公園の一律的な維持管理から転換し、Park-PFI 制度など民間活力を導入した都市公園の整備・管理運営の手法を確立することにより、公園が持つ多様な機能を最大限に発揮させる。 ・都市計画施設の見直し・変更を重視した都市計画制度を運用し、長期にわたり事業に未着手となっている都市計画公園について見直すことにより、効率的・効果的な整備を推進する。	都市公園のパークマネジメントや長期未着手の都市計画公園の見直しについての方向性を示し、それに沿った取り組みを進める。

基本計画に反映

■緑の基本計画

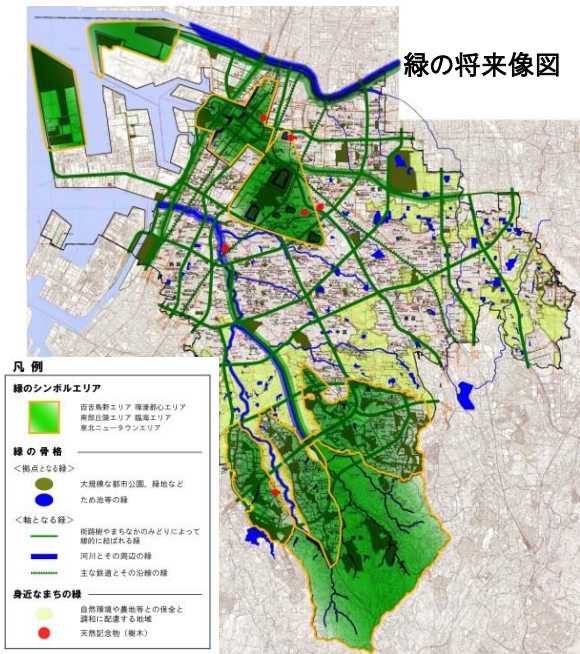
基本理念『緑が育む堺の未来』に基づき本市のあるべき姿として『緑の将来像』を設定し、次の3つを位置づけます。

- ① 緑のシンボルエリア（臨海・環濠都心・百舌鳥野・南部丘陵 泉北ニュータウン）
- ② 緑の骨格（拠点となる緑・軸となる緑）
- ③ 身近なまちの緑

緑の将来像を実現するために基本方針を設定します。

基本方針

1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます
2. 堺を支える緑の骨格を育みます
3. 身近なまちの緑を育みます
4. とともに緑を育む絆をつくります



◆都市公園の整備

区域間のバランスと特性や公園ごとの役割に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進します。

また、長期未着手となっている都市計画公園については、ガイドラインに基づき見直し評価を行い、整備プログラムを策定し効果的かつ効率的に公園整備を進めていきます。

○早期に整備する主要な都市公園

大仙公園(堺区、西区)、原池公園(中区)、天神公園(東区)、新堀公園(北区)、三国ヶ丘公園(堺区)

◆都市公園のパークマネジメント

行政主導による維持管理中心の公園管理から転換し、民間事業者、地域団体、NPO 法人といった多様な主体との連携・協働により経営的視点・利用者の視点に立って、公園の整備・管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、公園の活性化を図ります。

○都市公園における管理運営の方向性

○協議会制度の活用

○民間事業者との連携による公園の活性化

○公園施設の適切なメンテナンス

○都市公園の再整備と施設更新

注) 現行の緑の基本計画から変更した箇所

■緑の将来像の実現のために（後期実施計画）

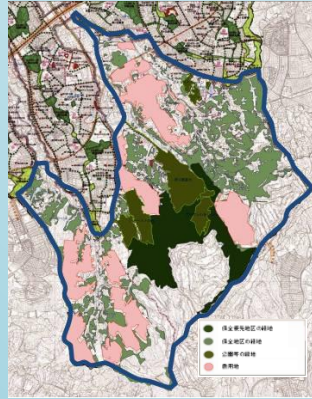
基本方針1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

施策 1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備
 - ◇大仙公園の魅力向上に向けた管理運営
 - ◇百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用
 - ◇仁徳天皇陵水環境改善整備事業
 - ◇緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成

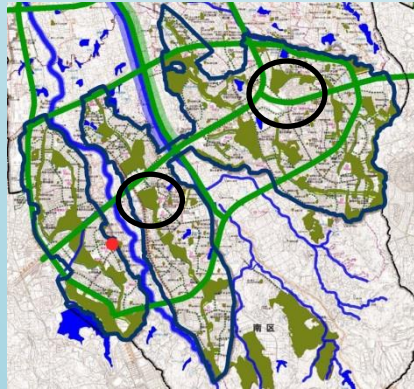
施策 1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇緑地保全の推進
・緑地保全制度を活用した緑地の確保など
 - ◇農空間の保全・活用(再掲)
 - ◇公園墓地事業の推進



施策 1-5 泉北ニュータウンエリアの緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇泉ヶ丘駅周辺における都市公園の整備
 - ◇原山公園再整備運営事業
 - ◇泉北ニュータウンにおける緑道の魅力向上



基本方針2 堺を支える緑の骨格を育みます

施策 2-1 拠点となる緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇地域の拠点となる公園の整備
・原池公園、天神公園の整備
 - ◇大規模な都市公園のパークマネジメント
 - ◇百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用【再掲】
 - ◇親水コミュニティ活動支援事業



原池公園

施策 2-2 軸となる緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇環濠都市界の再生事業【再掲】
 - ◇大和川周辺における水と緑を活かした空間



浅香山緑道

施策 1-2 環濠都心エリアの緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇堺旧港と周辺緑地・公園の整備と大浜体育館建替え(武道館併設)
 - ◇都心地域まちづくりに寄与する緑化推進
 - ◇環濠都市界の再生事業
 - ◇翁橋公園の整備



施策 1-4 臨海エリアの緑を育みます

- 【主な事業】
- ◇魅力あるウォーターフロントの形成
 - ・堺浜ふれあいビーチにおける生物多様性モニタリングなど
 - ◇堺第 7-3 区における共生の森づくり
 - ・生物多様性に寄与する共生の森づくりなど



基本方針3 身近なまちの緑を育みます

施策 3-1 身近な緑の保全を進めます

- 【主な事業】
- ◇身近な樹林・樹木の保全
・保存樹木等の保全
 - ・市民緑地制度の運用による緑の創出と保全
 - ◇農空間の保全・活用
・遊休農地の解消
 - ・市民農園の開設
 - ◇生物多様性保全推進事業

施策 3-2 身近な緑の創出を進めます

- 【主な事業】
- ◇身近な都市公園の整備
 - ◇安全・安心・快適な公園づくり
 - ◇小規模な都市公園のパークマネジメント
 - ◇長期未着手都市計画公園の見直し・整備プログラム
 - ◇民有地における緑化推進
 - ◇風致地区内における開発時の緑化指導
 - ◇グリーンカーテン整備事業

基本方針4 とともに緑を育む絆をつくります

施策 4-1 緑とまちを育む人を育てます

- 【主な事業】
- ◇人材づくりの充実
・人材の発掘・育成
 - ・人材の登録・活用など
 - ◇普及啓発の充実
 - ◇顕彰制度の充実

施策 4-2 緑のまちづくり活動を支援します

- 【主な事業】
- ◇公園における市民活動への支援
 - ◇公共的空間における緑のまちづくり活動への支援等
 - ◇区民まちづくり基金活用事業

施策 4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります

- 【主な事業】
- ◇基金事業の充実と財源の確保
・緑の保全基金の活用など
 - ◇多様な主体による緑のまちづくりの推進

■計画の推進に向けて

◆重点的な緑の保全と創出について

○緑化重点地区

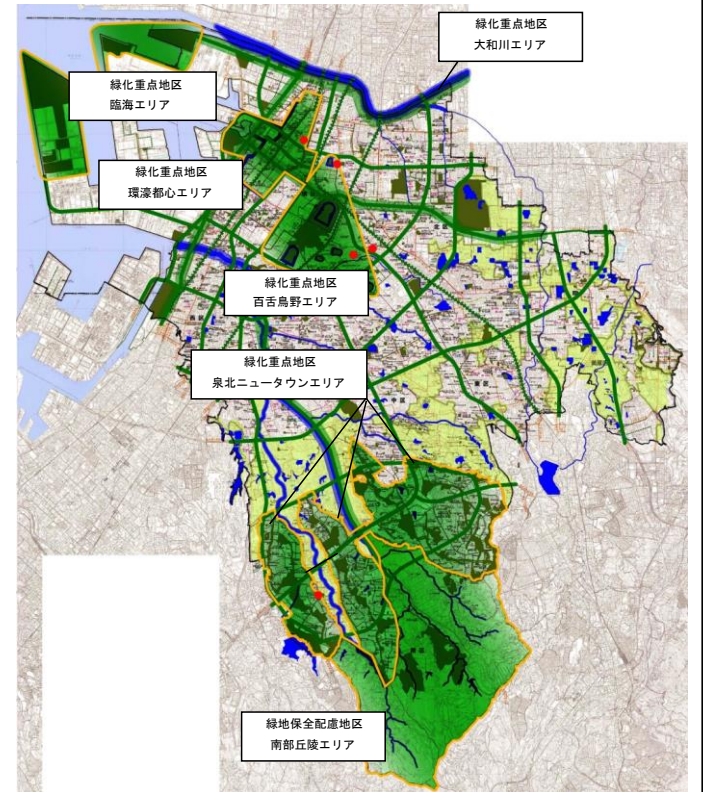
緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要に応じて定める事項の一つで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。

・百舌鳥野エリア・環濠都心エリア・臨海エリア
・大和川エリア・泉北ニュータウンエリア

○緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要に応じて定める事項の一つで、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

・南部丘陵エリア



堺市緑の基本計画一部改定案

堺 市

目 次

第 1 章

計 画 の 目 的

1.	計画改定の背景	1
2.	計画の目的	1
3.	計画の特徴	2
4.	計画の位置付け	2
5.	計画の対象区域	3
6.	目標年度	3
7.	緑の定義	4
8.	緑の必要性	4

第 2 章

堺 ら し い 緑

1.	堺の緑の特性	6
(1)	社会特性	6
(2)	自然特性	8
(3)	歴史文化特性	10
2.	堺らしい緑 ～特徴ある堺の緑～	12
(1)	丘陵	12
(2)	古墳・社寺	12
(3)	段丘斜面林	13
(4)	農地・ため池	14
(5)	河川	14
(6)	公園・緑地	14

第 3 章

緑 の 将 来 像

1.	基本理念	15
2.	緑の将来像	16
3.	基本方針	18
4.	緑地等の確保目標	19
(1)	緑地の確保目標	19
(2)	緑被率の確保目標	20
(3)	市民実感・市民参画の目標	20
5.	都市公園の整備と管理運営	21
(1)	都市公園の整備	21
(2)	都市公園のパークマネジメント	22

第4章

実現のために

1. 緑の将来像の実現のために	24
基本方針1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます	25
施策1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます	26
施策1-2 環濠都心エリアの緑を育みます	32
施策1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます	37
施策1-4 臨海エリアの緑を育みます	41
施策1-5 泉北ニュータウンエリアの緑を育みます	45
基本方針2 堺を支える緑の骨格を育みます	49
施策2-1 拠点となる緑を育みます	50
施策2-2 軸となる緑を育みます	56
基本方針3 身近なまちの緑を育みます	60
施策3-1 身近な緑の保全を進めます	61
施策3-2 身近な緑の創出を進めます	64
基本方針4 とともに緑を育む絆をつくります	70
施策4-1 緑とまちを育む人を育てます	72
施策4-2 緑のまちづくり活動の支援をします	75
施策4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります	80

第5章 計画の推進 に向けて

1. 重点的な緑の保全と創出について	83
(1) 緑化重点地区	83
(2) 緑地保全配慮地区	84
2. マネジメントサイクルの推進	85

資料

1. 緑の現況	87
(1) 緑の現況	87
(2) 都市公園の現況	91
2. 緑と市民意識	93
(1) 市民の環境や緑に対する意識	93
(2) まちなかの緑への満足度と緑の分布	94
3. 本計画の改定経過	95
(1) 附属機関の取組	95
(2) 庁内の取組	95
4. 事業一覧	97
5. 用語一覧	98

第1章 計画の目的

■ 1. 計画改定の背景

堺市では、市民とともに、緑地の保全と緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的とした「堺市緑の基本計画」を平成13年5月に策定し、平成25年3月には、策定後の緑のまちづくりのあゆみを踏まえ、厳しい財政状況の下での事業の「選択と集中」など、緑のまちづくりに求められる新たな視点を加え改定しました。

本計画は改定から5年が経過し、前期実施計画が終了するため、この期間の振り返りを踏まえ、後期実施計画を位置づけ、また、堺市マスタープラン後期実施計画が策定され、百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けた取組みの強化・拡充、都心地域及び各地域拠点や泉北ニュータウンの再生に向けたまちづくりなどが進められており整合を図る必要があります。

また、本計画改定後、国においては、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進といった視点から都市緑地法等の改正や都市農業振興基本計画及び地球温暖化対策計画などを策定し、また、都市公園を取巻く環境変化に対応することから都市計画運用指針の改定を行うなど、社会情勢の変化に対応した法制度に変更されました。

このような背景を踏まえ、基本計画の一部改定を行うこととします。

■ 2. 計画の目的

堺市緑の基本計画は、都市緑地法[※]第4条^注に規定される、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、堺市にあっては「堺市緑の保全と創出に関する条例」第8条で策定を義務付けています。

本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるものです。

注（第1項）市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

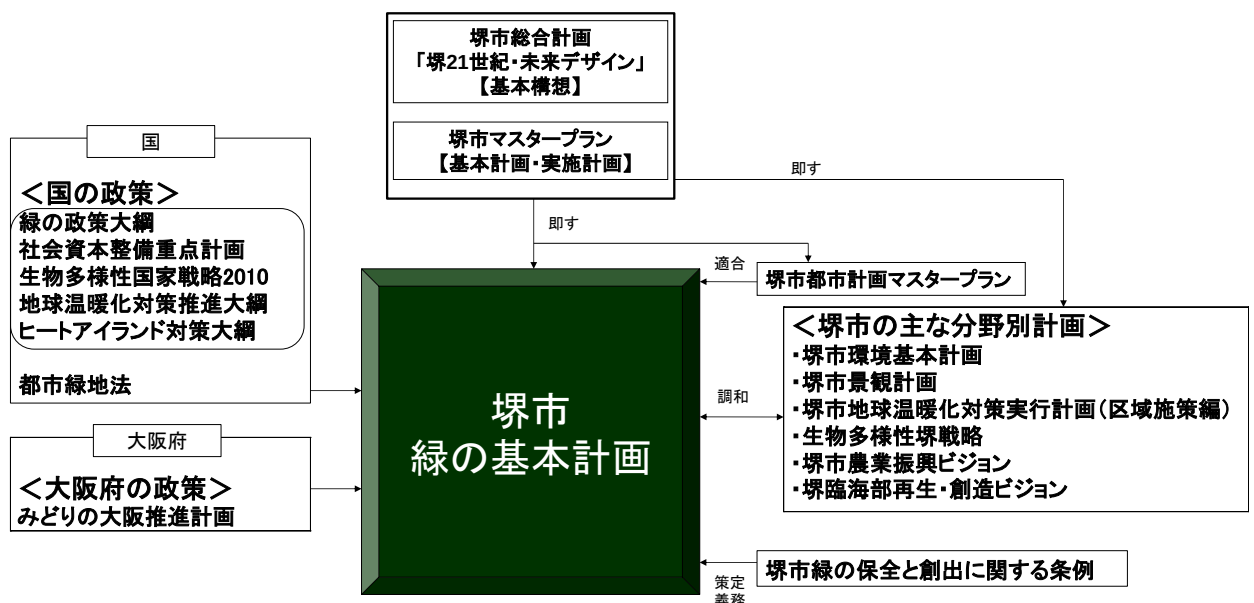
3. 計画の特徴

- 都市における緑に関するマスタープランとして、法律にその根拠をおく計画制度です。
- 都市公園の整備や都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、公共施設や民有地の緑化、また緑化や緑地の保全に関わる普及啓発活動などソフト面も含めた緑全般に関する幅広い内容を含んだ計画です。
- 住民に最も身近な市町村が主体となって、地域の資源を活かし、独自性・創意工夫を発揮した特徴ある計画を策定します。
- 都市における今後の緑の保全・創出・育成には、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。このため、本計画を公表し、積極的に周知を図ります。

4. 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」を根拠法令とし、国の「緑の政策大綱[※]」や大阪府の「みどりの大阪推進計画[※]」の趣旨を反映して作成したものです。また、本市まちづくりの基本的な理念を示す堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」[※]の基本構想、まちづくりの基本的な方向性と取組を示す堺市マスタープラン[※]及び都市計画の基本的な指針である都市計画マスタープラン[※]を上位計画とした緑の部門計画として位置付けられます。

また、堺市環境基本計画、堺市景観計画、堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、生物多様性堺戦略や堺市農業振興ビジョンなどの関連計画と整合・連携を図るものです。

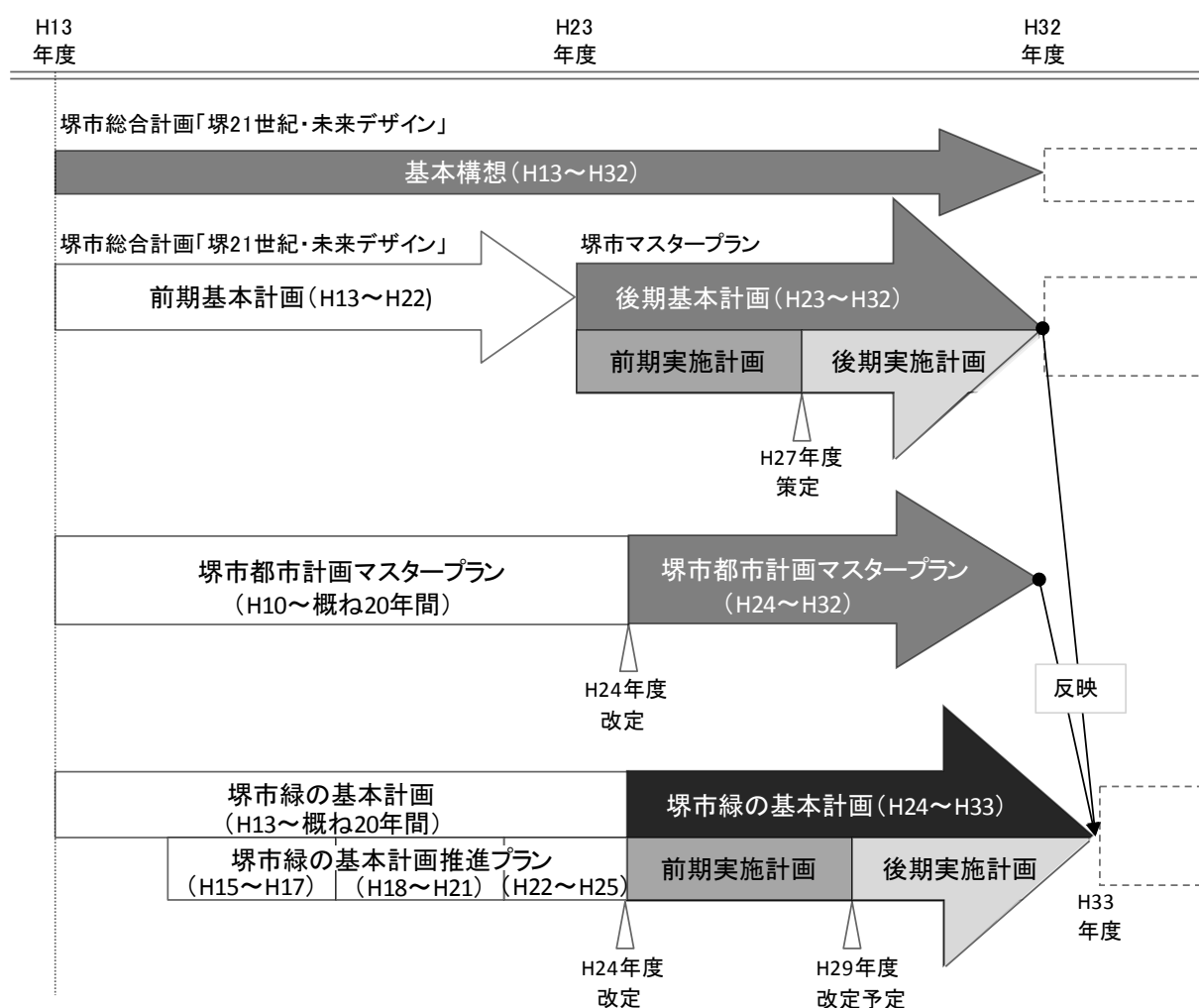


■ 5. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、堺市全域（14,982ha）とします。

■ 6. 目標年度

目標年度は、上位計画である堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」の期間とその見直しを踏まえた計画改定に必要な期間を見据え、平成33年度とします。



■ 7. 緑の定義

本計画における「緑」は、堺市緑の保全と創出に関する条例第 2 条の規定に基づき、樹林地、農地、水辺地やその他樹木、草花などの自然的環境を有する土地及び空間を対象とします。

■ 8. 緑の必要性

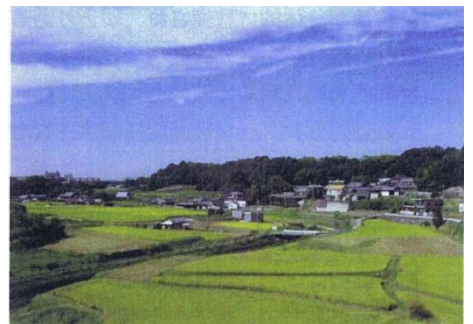
身近な草花や樹木などの緑は、二酸化炭素を吸収、固定するとともに、呼吸に必要な酸素を生産し、全ての生き物を育んでいます。また、都市における緑は、以下に示すような多面的な効果も持っており、私たちが健康で安全に、そして快適に生活するための都市基盤として必要不可欠です。

近年、社会全体が拡大から成熟へと移行するなか、これまでの経済性、効率性、利便性を重視してきた私たちの価値観も美しさや歴史文化、自然や生物多様性などを重視する方向に大きく転換しつつあり、緑への期待は一層高まっています。

このような状況の下、私たちは緑がもたらす効果に今一度着目し、その効果を最大限発揮したまちづくりに努めていく必要があります。

○人と自然が共生する都市環境の形成に寄与します

- ・ 緑は、大気の浄化、騒音防止、防塵やヒートアイランド現象※の緩和などの効果により、市民の生活環境を保全するとともに、低炭素社会の実現に寄与します。
- ・ 緑は、気候変動の影響に対処する適応策としても効果があり、自然環境、人間社会への被害の回避・軽減に寄与します。
- ・ 多様な生き物の生育・生息地となり、農作物や木材などを供給し、人間も含めた生態系※を保全するとともに、エコロジカルネットワーク※の形成に寄与します。



○暮らしの安全・安心を高めます

- ・ 緑は、災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。
- ・ 降雨時には雨水を蓄え、表土の流出を抑止することで土砂災害の防止に寄与し、市民の生命や財産を守



出典：公園緑地 vol.55. 6. MAR. 1995
(社) 日本公園緑地協会

ります。

○美しい都市景観を形成します

- ・ 緑は、快適で美しく、潤いのある都市景観をつくれます。
- ・ 自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、郷土意識を醸成します。



○生活に潤いと安らぎを与えます

- ・ 緑は、スポーツや散策、多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場・憩いの場・健康づくりの場となり、緑とのふれあいが生活に潤いと安らぎを与え、明日への活力を生み出します。



○地域力を高めます

- ・ 地域の歴史文化や自然を活かした体験学習が、子どもの環境教育につながります。
- ・ 商業空間などでの花・樹木の活用が、施設の集客向上や観光振興につながります。
- ・ 緑を活かした活動が地域のコミュニティ※を育てます。
- ・ 花・樹木の育成作業が、高齢者などの健康増進や生きがいづくりにつながります。
- ・ 街かど花壇での緑化活動が、互いに声を掛け合える安全なまちづくりにつながります。



第2章 堺らしい緑

1. 堺の緑の特性

(1) 社会特性

本市は、市域面積 14,982ha、人口約 83.5 万人（平成 29 年 3 月現在）で大阪府下では大阪市に次ぐ面積と人口を有しており、市域は 7 つの行政区に分かれています。

本市の堺環濠都市地域は、江戸時代の町割りを基礎として市街地が形成されており、その市域は明治 27 年（1894 年）の大鳥郡向井村大字七道から平成 17 年（2005 年）の美原町まで、9 町 13 村の合併と公有水面の埋立てにより拡大し、現在では明治 22 年（1889 年）の市制施行当時に比べて約 40 倍となっています。

また、人口は昭和 60 年まで増加を続けた後、減少傾向にありましたが、美原町との合併を機に近年では増加傾向にあります。

市域の緑被面積は、堺環濠都市地域から郊外へと市街地が拡大されるに伴い減少し、特に草地・農地が大きく減少しました。また、人口が急激に増加した昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけては、草地・農地及び樹木・樹林地の減少は約 3,300ha にもなります。

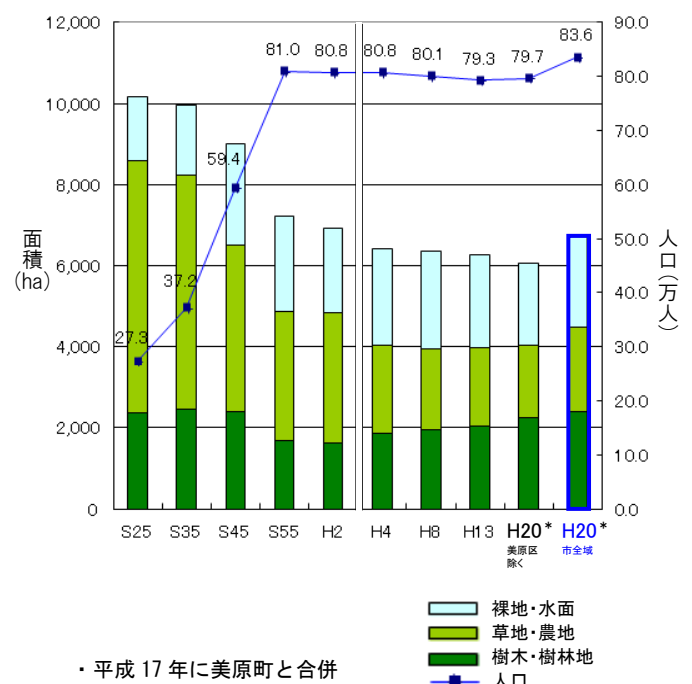


図-1 人口と緑被面積の推移^注

- 注
- ・樹木などの植物や農地、園地（裸地）、水によっておおわれている部分の面積で、空中写真によって計測している。
 - ・人口について、昭和 25 年から平成 2 年は国勢調査結果、平成 4 年から平成 20 年は各 10 月 1 日現在の推計人口による。
 - ・昭和 25 年～平成 2 年は大阪府立大学農学部による調査、平成 4 年以降は堺市の調査による。
 - ・調査時の読み取り精度に差があるため、厳密には比較できない。
 - ・美原町より前に合併された町村区域は市域とみなしている。

1) 中世都市としての発展（室町～江戸）

室町時代は日明貿易の拠点として大いに繁栄し、戦国時代には自治の様子をキリスト教の宣教師によって「東洋のベニスのごとく」として紹介されるほどでした。また、会合衆と呼ばれる商人によって自治的な都市運営が行われ、周囲に堀をめぐらせた環濠都市として栄えました。

江戸時代に入っても朱印船貿易などで財を成す商人たちが集まり、貿易港としての発展は、大和川の付け替えまで続けました。

2) 近代都市としての発展（明治～昭和初期）

明治以降、阪堺鉄道の開通など鉄道網が次々と広がり、海水浴場をはじめとしたリゾート地や別荘地のにぎわいなどで発展するなど、市街地は拡大しました。また、大正14年に堺都市計画が決定され、道路や上水道をはじめとする都市基盤整備が進められ、商工業も着実に発展するなど近代都市として発展していきました。

こうしたなかで宅地開発の需要は一層高まり、昭和初期の大美野や上野芝などで、郊外住宅地としての発展の基礎もできあがっていきました。

3) 工業都市としての発展（昭和中期）

第二次世界大戦後、戦災復興計画において道路や公園などの基盤整備が行われるとともに、産業や経済の再生と強化に向けて産業の重化学工業化が進むなか、臨海工業地帯の造成が進められ、工業都市として発展していきました。

4) 大規模ニュータウン都市としての発展（昭和後期）

大都市への産業と人口の集中に伴って、大阪都市圏のベッドタウンとして、昭和40年から50年代前半にかけて日本最大級の泉北ニュータウン（約1,500ha）の造成が進められ、人口は急激に増加し、大規模ニュータウン都市として発展していきました。

5) 政令指定都市としての発展（平成期）

平成に入り人口は減少に転じたものの、平成8年に中核市へ移行、平成17年に美原町と合併した後、平成18年には政令指定都市へ移行し、現在は増加傾向にあります。

平成21年には環境モデル都市の認定を受け、堺・クールシティ宣言を行い、持続可能な環境共生都市の実現をめざして、人と環境に優しいまちづくりを着実に進めています。

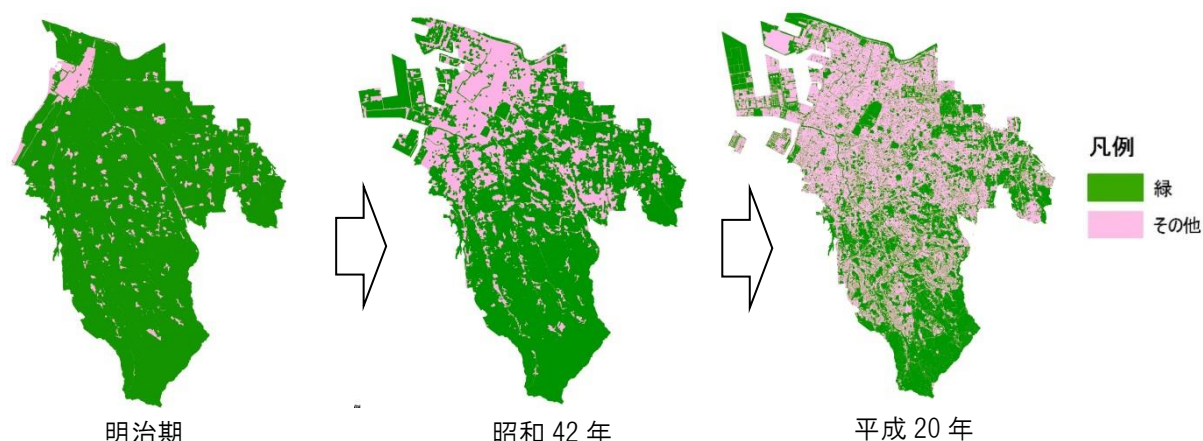


図-2 堺の緑の移り変わり

(2) 自然特性

1) 気 象

気候は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」それ以外は「大阪平野気候型区」に入ります。

年平均気温は、16～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500mm 程度で、全国的にみても少ない方です。

また、年間平均風速は、約 2～3m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高くなっています。

2) 地 勢

地形的には、大阪湾に面した臨海部埋立地、平坦地、台地及び丘陵地に大きく区分され、市の中心部は海拔 10m 前後、市域南端では 200m 以上となっています。北は大和川が大阪市との境界を流れて大阪湾に注ぎ、丘陵地を源流域とする石津川が市街地を貫き大阪湾に注いでいます。そして、それぞれの地形で異なった自然特性を持っています。

3) 河川・ため池・海岸

本市の河川は、大和川水系・石津川水系の 2 大水系と内川水系から形成される 29 河川によって構成されています。河川の総延長距離は、87,993m に及びます。

大和川水系は、笠置竜門山脈を源とし、和泉金剛山脈を源とする石川及び本市を流れる西除川、東除川が合流して大阪湾に注いでいます。

石津川水系は、本市市域内の水系で、南部丘陵を源とし、妙見川、前田川、陶器川、甲斐田川、和田川などの河川が合流して大阪湾に注いでいます。

内川水系も本市市域内の水系で、市街地を集水域とし、大阪湾に注いでいます。

本市のため池は、丘陵地や農地を中心に 600 余り(満水面積 100 m²以上)分布しており、これらは主に農業用水の供給のため築造されたもので、ため池によって大きさ、形、貯水量などその形態は様々で、水辺林などとともに自然性豊かな水辺環境を形成しているものもあります。

本市の海岸線の延長は約 45 km ありますが、そのほとんどが直立護岸や消波護岸等の人工護岸です。

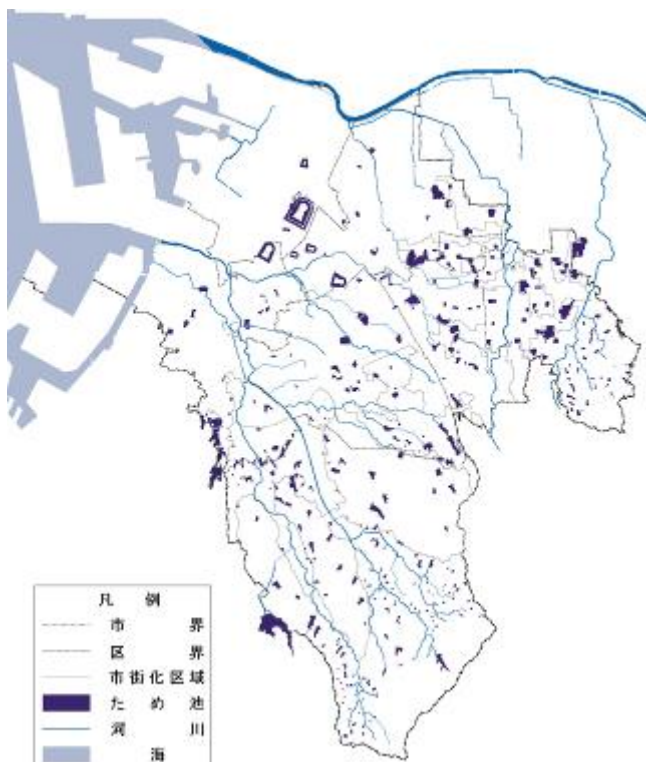


図-3 堺主要ため池分布図 (平成 17 年 3 月)

4) 植 生

大きくは照葉樹林帯に属し、本来の自然植生は気候的には常緑広葉樹林（照葉樹林）が広く成立する植生帯にあたります。

しかし、古代から継続的に発展してきた歴史を持つ都市であるため、市域全般に渡って人為影響を多く受けてきたことによって、現在、原生的な自然環境は残っておらず、自然植生としては南部丘陵や神社・寺院の境内、古墳などにわずかに自然林が分布するのみです。樹林としてはその他に、自然植生の代償植生（二次林※）が南部丘陵に広がり、人工林が公園、幹線道路沿い、河川沿いなどの随所に存在します。

5) 生き物・生態系

開発などによる生態系の破壊、生活の変化に伴う里地里山の変化、外来種による生態系のかく乱などにより、近年、急速に多様な生き物たちが、絶滅しつつあります。市域に生息・生育する貴重な野生動植物については、「堺市レッドリスト2015」において、動物が333種、植物が320種、合計653種、また要注目生態系として6単位が選定されています。

なお、平成 17～18 年度にかけて、多種多様な動植物が生育生息していると考えられる南部丘陵をはじめ、自然環境に関する情報が不足している美原区などを中心に現地調査などを実施しました。調査では、植物で 137 科 688 種、動物で 274 科 881 種の生物を確認しています。

このうち、貴重性から見て注目に値する種（特定種：調査当時の選定基準による該当種）は、植物で 29 種、動物で 95 種、また、外来種については、植物で 97 種、動物で 15 種を確認しています。

表ー1 堺市レッドリスト／種の選定状況

	絶滅	Aランク	Bランク	Cランク	情報不足	分野合計	
哺乳類	－	－	2	3	1	6	動物 333
鳥類	1	14	8	23	2	48	
爬虫類	－	－	1	4	3	8	
両生類	1	2	4	－	2	9	
淡水魚類	－	1	6	8	4	19	
陸産貝・淡水産貝類	1	2	5	5	3	16	
昆虫・クモ類	24	43	41	84	32	224	
淡水甲殻類	－	－	－	2	1	3	植物 320
維管束植物	47	68	44	105	16	280	
蘚苔・藻・菌類	－	12	5	15	8	40	
カテゴリー計	74	142	116	249	72	653	

出典：堺市レッドリスト 2015

（３）歴史文化特性

堺では、温暖な気候や海に面する立地条件などの恵まれた自然環境を活かして、古代から人々が定住し、独自の文化を築いてきました。特に、中世には海外交易の拠点として栄え、自治都市として発展するとともに茶の湯の文化を開花させるなど、輝かしい歴史を有しています。そして先人たちが築いてきた進取の気風は、今も受け継がれています。

１）古 代

堺には旧石器時代から人が住んでいた痕跡が確認されています。弥生時代には、四ツ池遺跡に見られるように、段丘上や丘陵地に人々の生活が営まれるようになりました。

やがて古墳時代には百舌鳥野に大規模な前方後円墳を主とする古墳群が造られました。現在でも日本最大の規模を誇る仁徳天皇陵古墳をはじめとする多くの古墳が貴重な歴史遺産として残されています。

また、泉北丘陵においては渡来人がもたらした技術により、新しい焼き物の須恵器の一大生産地が形成されました。丘陵の木々は燃料として伐りつくされましたが、その生産の衰退に伴い丘陵地には緑が再生していきました。現在では南部丘陵の豊かな自然のなかにその面影が残されています。

２）中 世

平安から鎌倉期にかけて各地で村落や商いの場としての町が出来上がっていきました。

堺（さかい）は、その地名の示すとおり国境にできたまちです。とりわけ西国からの海上輸送による畿内中心部（奈良・京など）への物資流通窓口として発展しました。さらに室町期には遣明船の発着により国際貿易都市として栄えました。町は会合衆を中心とした自治により運営され、その様子は来堺したイエズス会宣教師を通じて「東洋のベニスのごとく」とローマに報告されるほど印象的なものであったようです。この「黄金の日々」を築いた堺の富は、茶の湯という形で花開き、千利休をはじめとする多くの茶人が、今日に至る日本文化の大きな礎を築きました。その面影は遺跡から出土した茶道具をはじめとする陶磁器などからうかがうことができます。

３）近 世

大坂夏の陣で焼失した堺は、江戸幕府によって現在の街並みの原形となる「元和の町割り」が行われ、幕府直轄地として再生されましたが、幕府の鎖国政策と有力商人の大坂への移住などにより徐々に活気は失われていきました。

また、大和川の付け替えによる土砂の堆積によって港の機能も低下していきました。しかし港は、幾多の民衆による修築によって今も堺旧港としてその形を残しています。

堺の鉄砲、包丁など多くの産業は近世を経て、形をかえたものもありますが、今でも伝統産業として受け継がれています。

4) 近 代

明治期には、産業の発展など殖産興業の波に乗り、近代都市へと発展していくなか、明治 10 年に市中有力者から集めた基金をもとに堺の大工などによって木造洋式燈台が港の入口に造られました。燈台の南側には海岸沿いに大浜公園が開設され、明治 36 年の第 5 回内国勸業博覧会では東洋一と謳われた水族館が設けられました。

大浜周辺は、庶民が気軽に楽しめる海水浴場として、さらに潮湯、少女歌劇場、料理旅館などが建ち並ぶ日本のリゾートのさきがけ的な場所として京阪神の人々に親しまれました。

5) 現 代

第二次世界大戦後、戦災復興事業により道路や公園の基盤整備が進められ、昭和 30 年代には臨海工業地帯の造成が、昭和 40 年代には近隣住区理論に基づく泉北ニュータウンの造成が進められました。

工業都市として、また、大規模ニュータウン都市として発展してきた一方で、海浜や緑地などの多くの自然が失われるとともに、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生しました。

こうしたなか、昭和 40 年代には都市緑化に対する取組が活発になり、市民の森運動が起こり、市民の手による記念植樹や街路樹を守る活動が続けられてきました。そして昭和 61 年には、都市公園では初めてとなる全国植樹祭が大仙公園で開催され、緑のまちづくりへの 20 年来の市民の努力が大きく実を結ぶきっかけとなりました。

平成に入り、今日においては低炭素都市の実現のために一層緑の保全と創出に取り組むとともに、世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群をはじめとする堺の歴史文化を象徴する緑を守り育む取組を進めています。

■ 2. 堺らしい緑 ～特徴ある堺の緑～

現在の本市の緑は、都市の発展過程とともに姿を変えつつも、その自然特性や歴史文化特性と深く結びつき、市民の手でこれまで守り育まれてきたものです。

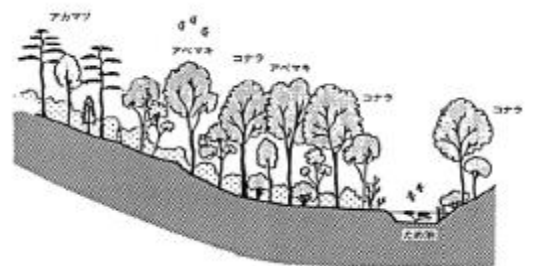
しかし、その未来は決して安泰ではありません。次に代表されるような 6 つの「堺らしい緑」を将来のまちづくりに欠かせない貴重な資源として、今、改めてその役割や価値を確認しておく必要があります。

（1）丘陵

古代には須恵器の一大生産地であり、里地里山として人々の営みのなかで守り、育まれてきた南部丘陵には、およそ 600ha の二次林を中心とする樹林地が残っており、河川、ため池、棚田などとともに多様な生き物が生息する比較的良好な自然環境を有しています。

丘陵の植生は、自然樹林としては、照葉樹のコジイ群落とアラカシーシリブカガシ群落が一部の斜面地に分布しており、急斜面地や集落周辺には小面積の竹林（モウソウチク、マダケ）が多数分布しています。また、二次林としては、かつてアカマツ、コナラが大部分を占めていましたが、現在アカマツ林は衰退し、主に尾根筋に沿って一部残っているだけで、コナラ林が大部分を占めています。

和泉葛城山系につながる南部丘陵の緑は、広域的には大阪府の周辺山系から自然の息吹を市街地に吹き込むために欠かせない緑です。これらは、市街地周辺の緑景観として市民の生活に潤いを与え、レクリエーションの場や生活・歴史文化の継承地であるばかりでなく、人と自然が共生する都市環境の保全のためにも重要であり、残された樹林の積極的な保全・再生を図っていくことが期待される緑と言えます。



丘陵の植生イメージ図

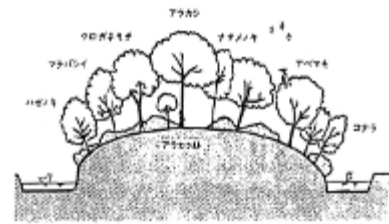
（2）古墳・社寺

仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群は、本市が世界に誇る歴史文化遺産です。同時にまとまった緑の少ない市街地における貴重な緑として、市街地の環境を守るうえで大きな役割を果たしています。古墳の植生は、アラカシ、ナナメノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林となっており、人々の立入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地となっています。

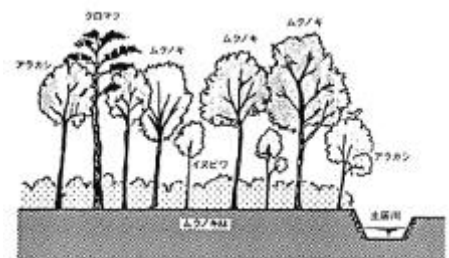
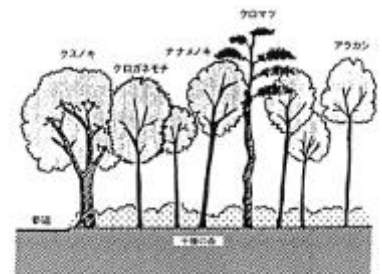


また、堺環濠都市地域や旧集落地を中心に数多くの社寺があり、境内の樹木や樹林地が鎮守の森や地域のシンボリックな緑として人々に親しまれています。市街地における社寺の植生は、大半が境内地におけるクスノキ、クロガネモチ、ヒノキなどの「単木型」の樹林を形成していますが、「千種の森」（アラカシ、クロガネモチなど）といわれる大鳥神社や南宗寺のムクノキ林は、市街地では貴重な「森林型」の樹林を形成しています。丘陵地における社寺の植生は、美多弥神社などにおいて、シリブカガシ、コジイ、アラカシなどの照葉樹林を形成しており、これは本市の潜在植生を表しています。

古墳や大規模な社寺などの緑は、本市の歴史文化を特徴付けるとともに、生態系を含めた都市環境を保全する役割も持ち、また小規模なものも各地域の個性を表し、まちに潤いと安らぎをもたらす貴重な緑です。



古墳林の植生イメージ図

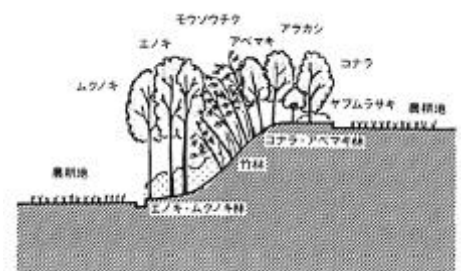


社寺林の植生イメージ図

(3) 段丘斜面林

段丘の緑は、平坦な農地の広がりの中で貴重な斜面林を形成し、ため池や水田とともに田園景観を醸し出しています。これらは、相互に連なる河川とともに生き物の生息や移動空間として重要な役割を持っています。

主に石津川水系に沿って段丘斜面林が残っています。段丘斜面林の植生は、モウソウチクやマダケなどの竹林やコナラ、アベマキ、エノキ、ムクノキなどを主体とする二次林を形成しています。



段丘斜面林の植生イメージ図

（４）農地・ため池

市街化調整区域に広がるまとまりある農地は、都市近郊において自然豊かで貴重な田園景観を形成しています。特に段丘の緑や水田の間にきらめくため池がアクセントとなり独特の景観を形成しています。

ため池のなかには、千年以上の歴史を持つものもあり、地域を特徴付ける景観を形成するとともに、周囲の植生とともに良好な水辺環境を形成し、多様な生き物の生息空間になっています。また、洪水調節機能により治水上も重要な役割を担っています。



（５）河川

河川は、各地の緑・自然をつなぎ、景観に連続性・一体性を持たせることができる緑です。自然生態系にとっても、孤立した自然を連続させることで、生物の移動経路を確保するというエコロジカルネットワークを形成し、生物多様性の向上につなげることができます。

大和川は河川敷などにまとまりのある緑を有しており、本市を縁どる軸として位置付けられ、石津川は丘陵地から市街地を貫く軸として、本市の地形を特徴付ける骨格を形成しています。また、各水系は、農地や多くのため池と結ばれています。



（６）公園・緑地

近代から現代に至るまで、市民に親しまれてきた緑のひとつに明治 6 年に開設された浜寺公園を始めとする大規模な公園緑地が挙げられます。

白砂青松の浜寺公園、幕末に造られた台場跡が公園になり、レジャーゾーンとしてにぎわった大浜公園、戦災復興時に計画され、今も整備が続く大仙公園、その他大泉緑地や泉北ニュータウンの開発に伴って整備された荒山公園などの大きな公園や公園と駅・近隣センター等を結ぶ緑道も多くの市民に親しまれている堺らしい緑です。

また、臨海部では、近年、共生の森や海とのふれあい広場など、海辺の広大な緑地があります。



第3章 緑の将来像

■ 1. 基本理念

緑は、都市の環境を支える基盤ともいえるものであり、潤いのある良好な都市環境の形成を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与するとともに、魅力あるまちづくりには欠かせません。

また、緑に象徴される自然や歴史的風土が将来も堺市民の誇りとなります。

緑豊かで潤いのある堺らしいまちづくりを実現していくためには、これまで堺を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して、これらの緑をこれからも守り、育ていくとともにこれからの堺を支えていく新たな緑をつくり出していくことが大切です。

また、そのためには市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもとに適切に役割分担することで、はじめて実現できるものです。

基本理念

『緑が育む堺の未来』

- 緑は、生物多様性※の増進に寄与し、市民の健康で安全・快適な生活の確保及び向上に寄与する都市の環境を支える重要な基盤であることを認識し、次代に継承します。
- 堺の自然や歴史的風土が将来も市民の誇りとなるよう緑を育みます。
- 市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもとに適切に役割を分担し緑を育みます。

■ 2. 緑の将来像

基本理念に基づき、市民、事業者、行政がともに育んでいく本市のあるべき姿として『緑の将来像』を設定します。

緑の将来像には、『緑のシンボルエリア』、『緑の骨格』、『身近なまちの緑』を位置づけます。

○緑のシンボルエリア

緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創出するエリアを『緑のシンボルエリア』とします。

○緑の骨格

緑豊かで潤いのあるまちづくりを支える骨組みを『緑の骨格』とします。

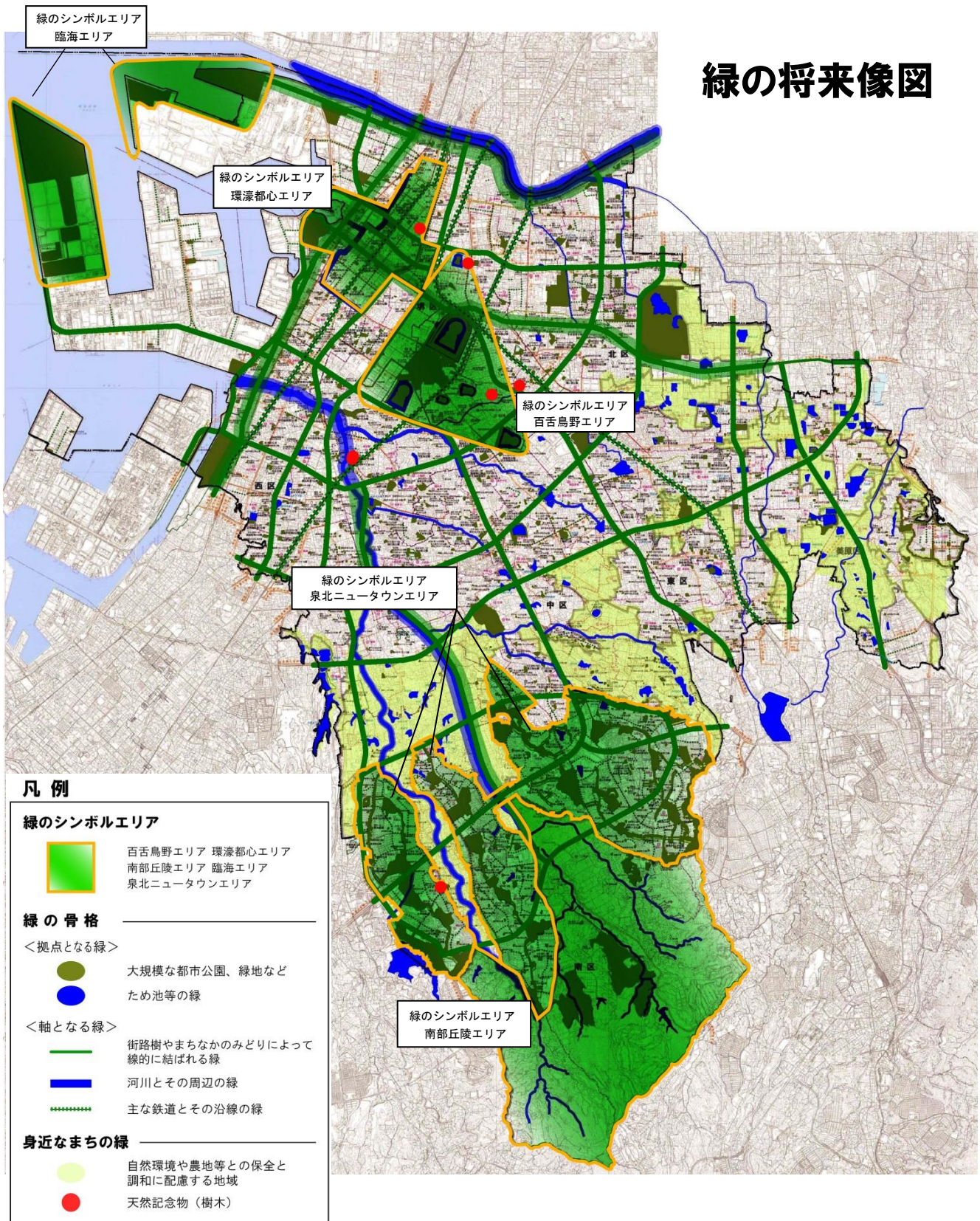
緑の骨格は、大規模な都市公園やため池、古墳などの「拠点となる緑」と、それらを街路樹や河川、鉄道とまちなかの緑を中心として線的につながる「軸となる緑」で形成します。

○身近なまちの緑

地域固有の自然や社会、歴史文化を伝える緑を『身近なまちの緑』とします。

身近なまちの緑は、身近な公園や住宅等の緑、社寺境内地の古樹、農地等の緑であり、美しい都市環境を形成し、暮らしの安全・安心を高め、生活に潤いと安らぎを与えることにより、自分の住むまちの愛着を深めます。

緑の将来像図



■ 3. 基本方針

緑の将来像を実現するために、基本方針を次のように設定します。

1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

2. 堺を支える緑の骨格を育みます

3. 身近なまちの緑を育みます

4. とともに緑を育む絆をつくれます

4. 緑地等の確保目標

基本理念・基本方針に基づき、市民、事業者、行政がともに育み、将来確保すべき緑地等の目標を設定します。

(1) 緑地の確保目標

公園や公園的な緑とオープンスペース※を有する施設、土地所有者など市民や企業の協力により保全される緑地の確保目標を設定します。

表-2 緑地の確保目標

	改定時 (平成 23 年度)	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)	現状値からの 増加
公園や公園的な緑と オープンスペースを 有する施設 (施設緑地)	1,708 ha	1,747 ha	1,775 ha	+ 28 ha
土地所有者など市民 や企業の協力により 保全される緑地 (地域制緑地)	1,093 ha	1,097 ha	1,126 ha	+ 29 ha
合 計 (市域面積に対する 緑地の割合)	2,801 ha (18.7%)	2,844 ha (19.0%)	2,901 ha (19.3%)	+ 57 ha (0.3%)

市域面積は、平成 17 年 2 月に美原町と合併したことにより 13,679ha から 14,982ha となる。

○公園や公園的な緑とオープンスペースを有する施設（施設緑地）

- ① 都市公園（都市公園法※第 2 条に規定されるもの）や墓園※
- ② 公園的な公共施設（港湾緑地、教育スポーツ施設、農業体験施設、住宅団地の広場など）
- ③ 緑とオープンスペースを有する大規模な公共施設（公立学校、下水処理場など）
- ④ 上記に類する民有地の施設で所有者等の協力により永続性と公開性を確保する施設（ちびっこ老人憩いの広場、社寺境内地など）

○土地所有者など市民や企業の協力により保全される緑地（地域制緑地）

- ① 法律による地域（特別緑地保全地区※、風致地区※、生産緑地地区※、農用地区域※など）
- ② 協定（緑地協定※）
- ③ 条例によるもの（堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく保存樹木等※、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定）

(2) 緑被率※の確保目標

都市がどれくらい緑に被われているかを示す指標として、市全域において樹木・樹林地により被われた緑の空間の確保目標を設定します。

表-3 緑被率の確保目標

	計画策定当初 (平成13年度)	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成33年度)	現状値からの 増加
樹木・樹林による 緑被率	14.9 % ^{注1}	15.4 % ^{注2}	16.4 %	+1% (150 ha)

緑被率とは、ある一定の区域面積に対する緑に被われた面積の割合。

緑被率の値は、航空写真をもとに解析した結果に基づく。

注1 「平成13年度緑の現況調査」

注2 「平成20年度緑の現況調査」

(3) 市民実感・市民参画の目標

市民アンケートを基に、市民の実感を量る指標として「樹木などのまちなかの緑の多さ」に対する満足度、市民が緑のまちづくりに参画している割合を量る指標として「緑を増やしたり、守ることに取り組んでいる人」の割合をそれぞれ目標として設定します。

表-4 市民実感・市民参画の目標

	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
「樹木などのまちなかの 緑の多さ」に対する満足度	46.7% ^{注3} (平成28年度)	70%
「緑を増やしたり、守る ことに取り組んでいる人」 の割合	40.2% ^{注3} (平成28年度)	70%

注3 「平成28年度市民意識調査報告書（堺市）」

5. 都市公園の整備と管理運営

緑の将来像を実現するための重要な施策の一つとして、都市公園の整備と整備した後の管理運営については、次のような考え方により推進します。

(1) 都市公園の整備

近年、公園緑地の整備量は厳しい財政状況のなかで減少傾向にあります。

今後は、区域間のバランスと特性や公園ごとの役割に配慮しながら、身近な歩いて行ける公園から大規模な公園まで、重点的に整備する公園緑地を定め、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進します。平成33年度末までに、おおむね19haの都市公園を新たに開設することを目標とします。その場合、都市公園の市民一人当たりの面積は8.7㎡/人となります。

また、長期未着手となっている都市計画公園については、堺市都市計画公園見直しガイドラインに基づき見直しの評価を行い、計画的に整備を行うことを目的とした整備プログラムを策定し、効果的かつ効率的に公園整備を進めていきます。

表-5 都市公園の開設目標

種類	種別	平成 23 年度末	現状値 (平成 28 年度末)	目標値 (平成 33 年度)
住区基幹 公園	街区公園	215 ha	220 ha	226 ha
	近隣公園			
	地区公園			
都市基幹 公園	総合公園 運動公園	119 ha	120 ha	134 ha
特殊公園	風致公園	44 ha	44 ha	44 ha
	歴史公園			
	墓 園			
大規模公 園	広域公園	140 ha	140 ha	141 ha
緑 道		175 ha	178 ha	175 ha
都市緑地				
緩衝緑地				
都 市 林				
合 計		693 ha	702 ha	720 ha
市民一人当たりの公 園面積		8. 2 m ² /人	8. 4 m ² /人	8. 7 m ² /人 ^注

公園の種類、種別の各項目については、資料編の用語一覧(P107～P113)を参照。

注 平成33年度の将来人口の予測については、堺市マスタープランに位置付ける将来推計人口(中位)を基に算出。

早期に整備する主要な都市公園

- 世界文化遺産と調和した風格のある総合公園の整備
大仙公園（堺区、西区）
- 広域避難地[※]の機能を有した地域拠点となる公園の整備
原池公園（中区）、天神公園（東区）
- 防災に資する身近な歩いて行ける公園の整備
新堀公園（北区）、三国ヶ丘公園（堺区）

（２）都市公園のパークマネジメント[※]

人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化、市民ニーズの多様化への対応が必要とされる中では、公園を柔軟に使いこなす発想により、公園の整備、管理運営を一層進め、地域のため、市民のために公園の持つ機能を最大限に発揮させることが必要とされています。

そのため、行政主導による維持管理中心の公園管理から転換し、民間事業者、地域団体、NPO 法人といった多様な主体との連携・協働により経営的視点・利用者の視点に立って、公園の整備・管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、公園の活性化を図ります。

１） 都市公園における管理運営の方向性

大規模な都市公園などについては、多様な主体との連携と地域力の活用により、更なる賑わいの創出や魅力的な公園運営を図ります。

また、小規模な都市公園については、愛護会等の地域住民を主体とした運営などによる地域コミュニティの拠点となるような仕組みの構築、公園の種別や地域特性に応じた管理運営により利用者の利便性の向上を図ります。

２） 協議会制度の活用

多様な主体で構成した協議会において、公園の利活用の指針やルールを協議し、各種団体と連携・協働することにより賑わいの創出や地域コミュニティが活性化する公園の管理運営を行います。

３） 民間事業者との連携による公園の活性化

総合公園、運動公園などの大規模な都市公園は、既に導入している指定管理者制度による管理運営の検証を行う。

また、民間事業者と行政が連携し一体的な空間を整備するとともに、包括管理による効果的・効率的な管理運営を検討し、PFI 制度[※]、公募設置管理制度（P-PFI）

[※]といった民間活力の導入などにより公園の活性化を図ります。

４） 公園施設の適切なメンテナンス

従来の対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図り、長寿命化[※]計画に基づく老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行うことにより、安全・

安心な公園の管理運営を拡充します。

5) 都市公園の再整備と施設更新

公園種別や公園開設からの経過年数などにより優先順位をつけ、市民ニーズに合った公園の再整備や施設更新を行います。

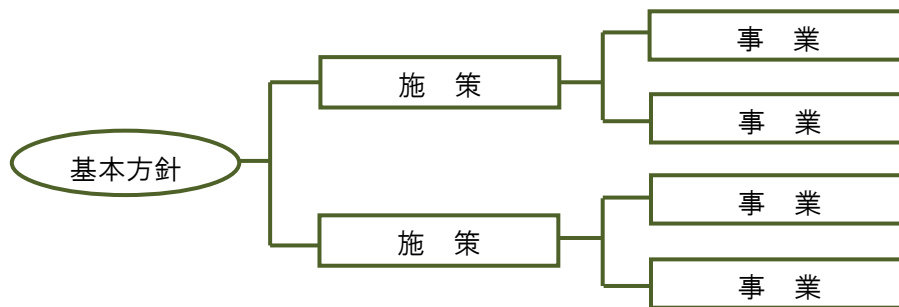
また、公園施設のバリアフリー[※]化や防災機能の強化を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

第4章 実現のために

■ 1. 緑の将来像の実現のために

○方針・施策・事業の体系について

本章では、緑の将来像の実現に向けた4つの基本方針をもとに、基本方針に基づく施策、施策を実行するうえでの事業を位置付け、3層の体系で構成します。



○事業について

本章で示す事業は、施策展開の方向性に基づき、目標年度である平成33年度までの10年間に取り組む主な事業を示しています。前期の5年間が終了したため、後期の5年間で実施する事業について、事業シートを作成し、毎年進捗管理を行うこととします。なお、後期終了年度（平成33年度）に事業の見直しを行います。（P.3「6. 目標年度」参照）。

■ 基本方針 1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創造するエリアとして、「百舌鳥野エリア」「環濠都心エリア」「南部丘陵エリア」「臨海エリア」「泉北ニュータウンエリア」の緑を育みます。

施策 1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます。



施策 1-2 環濠都心エリアの緑を育みます

水と緑が映える風格と活力あるまちをつくるため、既存の都市施設を活かした緑づくりや堺旧港と周辺緑地の整備、活用などにより環濠都心エリアの緑を育みます。



施策 1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます

持続可能な里地里山環境を育み、次代に継承するため、法令に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境の保全・活用により南部丘陵エリアの緑を育みます。



施策 1-4 臨海エリアの緑を育みます

人と海、人と自然がふれあい、環境との共生が実感できる場づくりをめざし、共生の森づくり、人工干潟等の生物生息空間の形成や堺浜における親水レクリエーション空間の形成などにより、臨海エリアの緑を育みます。



国土交通省 近畿地方整備局提供

施策 1-5 泉北ニュータウンエリアの緑を育みます

既存の緑の活用や緑道の魅力向上、公園の再整備などを進めることにより、泉北ニュータウン全体と駅周辺における都市的利便性と豊かな自然環境が共存する緑を活かした魅力を創造・継承します。



施策1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

【現 況】

- ・百舌鳥古墳群を代表する百舌鳥三陵（仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳）が位置し、古墳の豊かな緑と周辺の濠が、大仙風致地区（約 107ha）の緑豊かな住宅地と一体となっています。
- ・百舌鳥八幡宮のくす（大阪府指定天然記念物）、方違神社のくろがねもち（同）などの社寺等と緑が一体となった貴重な歴史文化資源が残っています。
- ・大仙風致地区において、風致に影響を及ぼすような行為（建築物の建築や宅地の造成など）を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく規制により、良好な住環境の維持を図っています。
- ・仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の間に位置する大仙公園は、本市のシンボルパークとして整備を推進しています。また、市街地の森づくり（平成の森づくり）を通じ、市民主体の組織「堺千年の森クラブ」が中心となって市民協働による植樹などの公園の運営にも取り組んでいます。

【課 題】

- ・百舌鳥古墳群と大仙公園及びその周辺住宅地においては、世界文化遺産に相応しい緑豊かで良好なまちづくりを推進していく必要があります。また、世界文化遺産の拠点となる大仙公園は、古墳を活かした公園として整備を推進していく必要があります。
- ・仁徳天皇陵古墳の水環境を改善するにあたり、仁徳天皇陵古墳への安定した水量を確保する必要があります。

【施策展開の方向性】

世界に誇る歴史文化遺産が市街地の貴重な緑の資源として今に生きています。歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。

【主な事業】

◇世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備

- ・大仙公園（上野芝町地区）の整備
- ・大仙公園（百舌鳥夕雲町地区）の整備
- ・大仙公園周遊ルートの設定、整備
- ・駐車場の整備
- ・大仙公園基本計画の改定

◇大仙公園の魅力向上に向けた管理運営

◇百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用

- ・史跡群指定に向けた調査の継続、文化庁・大阪府との調整
- ・古墳の保存・整備の推進

◇仁徳天皇陵水環境改善整備事業

◇緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成

- ・景観形成の推進
- ・景観形成に資する民有地緑化の支援・誘導



大仙公園



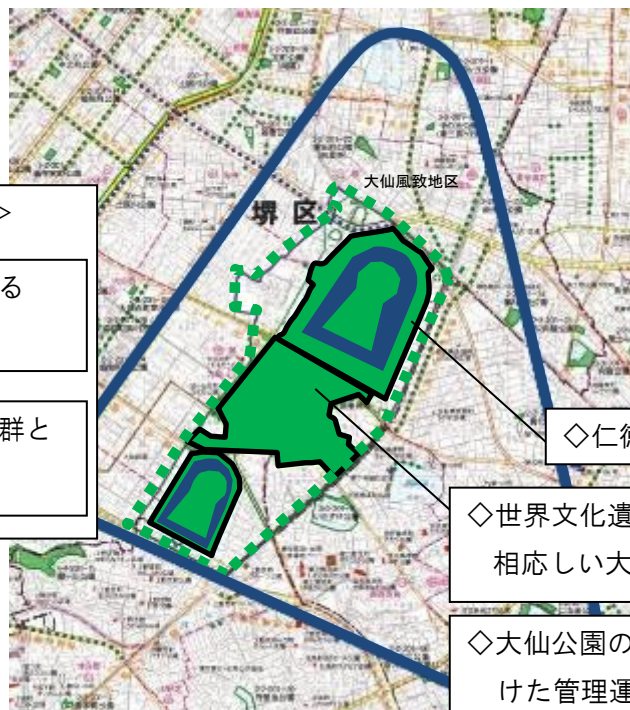
大仙風致地区

主な取組イメージ図

<エリア全域での取組>

◇百舌鳥古墳群における
古墳の保存・活用

◇緑豊かな百舌鳥古墳群と
調和した景観の形成



◇仁徳天皇陵水環境改善整備事業

◇世界文化遺産の拠点に
相応しい大仙公園の整備

◇大仙公園の魅力向上に向
けた管理運営

【事業シート（後期）】

世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備			公園緑地部		
事業概要	世界文化遺産登録への機運が高まる百舌鳥・古市古墳群を活かした、百舌鳥野の風景づくりを行うため、各古墳への眺望を確保し、開放感のある景観を形成するとともに、古墳の緑と公園の緑が調和した、まとまりのある緑地空間を形成します。 また、シンボルパークに相応しい、魅力あふれる公園づくりを行うため、都市公園としての本来の機能を発揮するとともに、市民や国内外からの来訪者をもてなすために周辺の景観と調和した、飲食・物販施設や休憩施設などの充実を図ります。 ○上野芝町地区（3.0ha）の整備 ○百舌鳥夕雲町地区（1.5ha）の整備 ○大仙公園周遊ルートの設定、整備 ○駐車場の整備 ○大仙公園基本計画の改定				
達成目標	○上野芝町地区の整備を完了している ○大仙公園基本計画を改定し整備を推進する。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜大仙公園（上野芝町地区）の整備＞				
	整備の推進 第Ⅲ期	検討、計画、設計、整備の推進 第Ⅳ期			
	＜大仙公園（百舌鳥夕雲町地区）の整備＞				
	用地取得の推進				
	＜大仙公園周遊ルートの設定、整備＞				
	検討、計画、設計、整備の推進				
	＜駐車場整備＞				
	御陵前駐車場改修 設計、整備の推進		駐車場 検討、計画、設計、整備の推進		
	＜大仙公園基本計画の改定＞				
大仙公園基本計画の改定				計画に沿った整備推進	

大仙公園の魅力向上に向けた管理運営			公園緑地部		
事業概要	世界文化遺産登録への機運が高まる中、大仙公園の魅力向上と、安全・安心で快適な空間を提供するため、パークマネジメント計画を策定し、従来の行政主導の維持管理に加え、民間事業者による収益施設の運営などを取り入れ、一体的な管理運営を行う。 ○大仙公園パークマネジメント計画の策定 ○パークマネジメント計画に沿った維持管理運営の実施 ・ 民間活力による便益施設等の整備 ・ 来訪者をもてなしできる便益施設の管理運営 ・ 各施設管理者が公園利用者の利便性の向上を図るため、公園運営について協議するための協議会を設置 ・ 古墳の保全・活用を意識した高密度な維持管理を実施 ・ 国内外からの来訪者が快適に利用できるように既存の案内サインの改善や新規整備を行う。				
達成目標	○大仙公園パークマネジメント計画を策定し計画に沿った管理運営を実施している。 ○園路が改修され、歩行者動線の安全性が確保されている。 ○案内サインの基本方針・配置計画を作成し適切に整備している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	パークマネジメント計画の検討・策定		マネジメント計画に沿った管理運営の実施		
	案内サインの基本方針配置計画作成	配置計画に沿った案内サインの整備			
	既開設区域の施設改修・魅力向上のための整備・管理				

百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用			文化部、公園緑地部		
事業概要	○現存する古墳 44 基を、市が主体的に調査から保存・整備に至る取組みを行います（宮内庁管理地は除く）。 ○史跡指定の要件とされる各古墳の保護すべき範囲を確定するとともに、世界文化遺産登録における『真実性・完全性の証明』の資料とするため、学識経験者で構成する調査検討会議の助言のもと、発掘調査等を実施します。 ○古墳を活かした百舌鳥野の風景を創出するため、現在の大仙公園の開設状況や点在する様々な形・規模の古墳の状況を踏まえ、植生の将来像を設定する。				
達成目標	○百舌鳥古墳群の群指定を受け、古墳整備を継続する。 ○大仙公園基本計画を改定し植生の将来像を設定する。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画の策定	第Ⅰ期整備 (寺山南山古墳・御廟表塚古墳)			
	史跡追加指定と公有化の推進				
	市民理解のための普及活用事業を継続				
大仙公園基本計画の改定			計画に沿った 植栽整備・管理の推進		

仁徳天皇陵水環境改善整備事業				土木部	
事業概要	歴史的資産である「百舌鳥・古市古墳群」の核となっている仁徳天皇陵古墳の水環境を改善するために、平成 18 年度から芦ヶ池に井戸を設置し導水を行ってきましたが、想定より水質が良くないために仁徳天皇陵古墳の水質改善に十分な効果が得られていません。さらなる水質改善対策を行うため、関係機関と協議し、水環境改善を図ります。				
達成目標	「臭気の(悪臭)発生がないこと」及び、「植物プランクトンの異常増殖がないこと」を水質目標として、水環境の改善を図る。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	関係機関と協議調整・事業の推進				

緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成			都市計画部		
事業概要	世界文化遺産登録をめざすにふさわしいまちなみの形成に向け、百舌鳥古墳群周辺地域において、良好な景観の形成を図ります。 ○百舌鳥古墳群周辺景観地区における景観法に基づく認定制度の実施 ○屋外広告物許可制度の運用及び屋外広告物の適正化の推進 ○既存不適格広告物の撤去・改修に対する補助金制度の運用				
達成目標	○百舌鳥古墳群と調和した景観形成の推進 ○百舌鳥古墳群周辺景観地区認定制度における協議等を円滑かつ迅速に実施（平成 28 年度認定実績 56 件）				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	百舌鳥古墳群周辺景観地区における認定制度による良好な景観形成の推進				
	屋外広告物許可制度による良好な景観形成				
		既存不適格広告物の撤去・改修に対する補助金制度の運用			

施策1-2 環濠都心エリアの緑を育みます

【現 況】

- ・ 堺旧港や環濠の名残をとどめる内川・土居川の親水空間、明治12年(1879年)に開園し堺市営で最も古い大浜公園(開設面積16.30ha)やフランシスコ・ザビエルにゆかりあるザビエル公園(開設面積1.47ha)が位置するなど、自然と歴史が感じられる憩いの空間が形成されています。
- ・ 妙國寺(国指定天然記念物 妙國寺のソテツ、市指定名勝 妙國寺庭園)や南宗寺(国指定名勝 南宗寺庭園)、祥雲寺(大阪府指定名勝 祥雲寺庭園)、本願寺堺別院(市指定保存樹木)などの社寺等と緑が一体となった貴重な歴史文化資源が残っています。
- ・ 歩行者空間を重視して整備された大小路シンボルロードは、ケヤキの並木がよく育っており、シンボル性の高い道路景観を形成しています。
- ・ フェニックス通りは、日本の道100選に選ばれた道路で、街路樹のフェニックスは、戦後復興のシンボルとして植樹されて以来約60年が経過して大きく育ち、特徴ある景観となっています。
- ・ 大道筋では、道路中央部を阪堺線が走り、その両側に色とりどりの花木や草花が植栽され、市民に親しまれている阪堺線の風格が感じられます。

【課 題】

- ・ 堺環濠都市地域とその周辺においては、環濠の名残である内川・土居川の親水空間や、堺旧港周辺の開放的な水辺空間を活かした良好な水辺環境の保全と新たな水辺空間の創出、社寺などの歴史文化資源と一体となった緑の保全に努め、これらの緑を地域のシンボルとして活かしていく必要があります。
- ・ 地域の顔となる鉄道駅前や大道筋においては、まちの魅力を向上させる更なる緑化充実を図る必要があります。

【施策展開の方向性】

中世の海外に開かれた自由と自治の都市として堺独自の文化を開花させた日々、また海浜リゾートとしてにぎわった日々、それらの面影が市街地の貴重な緑の資源として今に生きています。水と緑が映える風格と活力を次代に継承するため、都心地域における既存の都市施設を活かした緑づくりを進めるとともに、環濠都心エリアの海に面する玄関口となる堺旧港と周辺緑地の整備、活用を図るなど、さらなる魅力向上につながる取組を進めます。

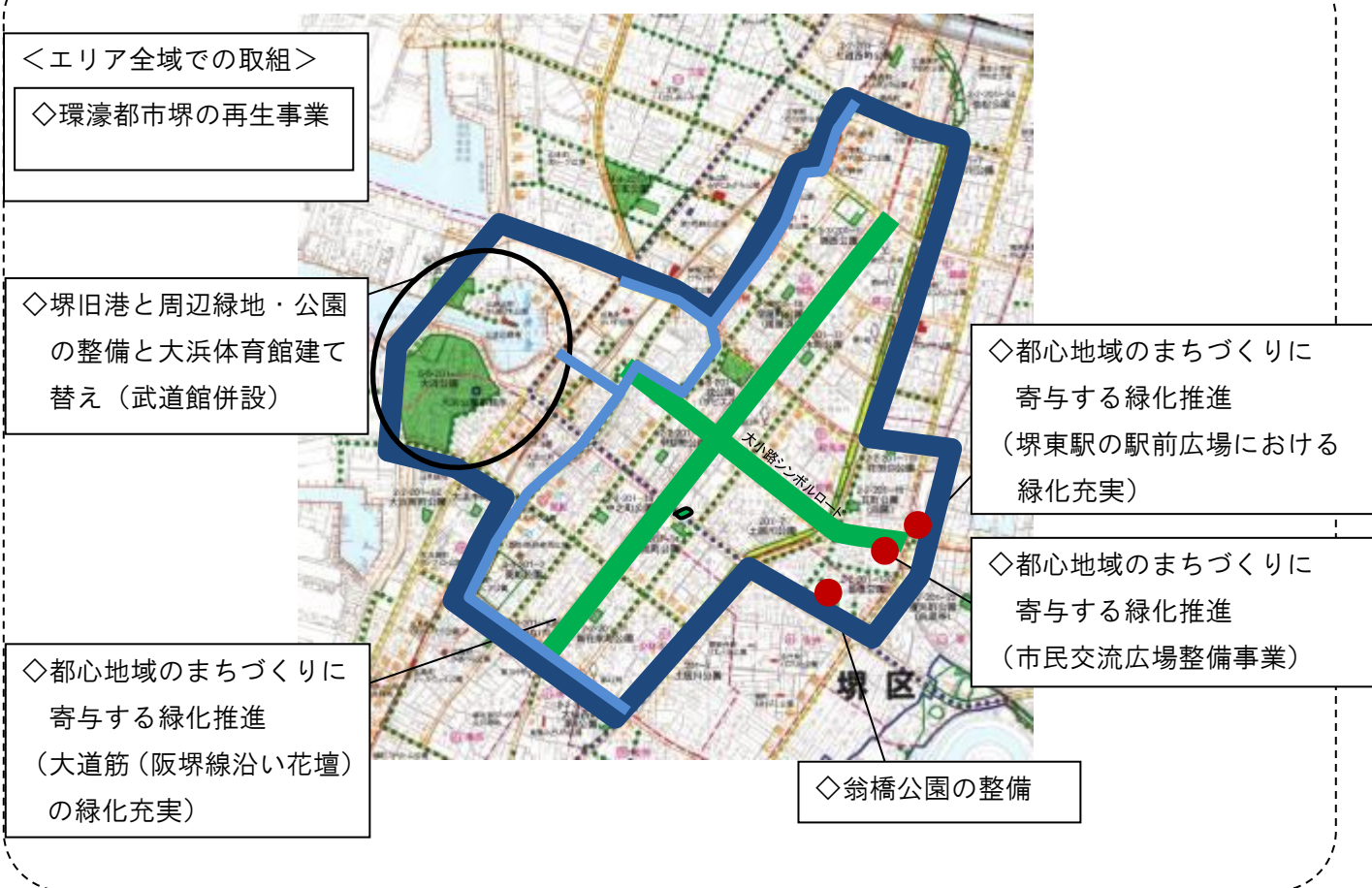
【主な事業】

- ◇堺旧港と周辺緑地・公園の整備と大浜体育館建替え（武道館併設）
 - ・市有地活用、回遊性の確保、アクセス確保、緑地・公園の再整備による利用促進
 - ・大浜体育館の建て替えによる市民ニーズに応じたスポーツ環境の提供
- ◇都心地域のまちづくりに寄与する緑化推進
 - ・市民交流広場整備事業
 - ・大道筋（阪堺線沿い花壇）の緑化充実
 - ・堺東駅の駅前広場における緑化充実
- ◇環濠都市堺の再生事業
 - ・まちづくりを公民連携で進め、都市魅力の向上や賑わいの創出を図る。
- ◇翁橋公園の整備
 - ・市民会館建替え事業と連携した翁橋公園の整備



堺市役所市民広場

主な取組イメージ図



【事業シート（後期）】

堺旧港と周辺緑地・公園の整備と大浜体育館建替え （武道館併設）			都市再生部、スポーツ部、 公園緑地部		
事業概要	○歴史文化資源の更なる活用や港機能の再興、景観の配慮、大浜公園や旧堺燈台など堺旧港全体の回遊性の向上に取り組めます。 また、大浜北町市有地では、民間事業者から事業提案を求め、海辺で憩い海を眺める魅力的なにぎわい施設や親水空間の整備を行います。 ・快適なアクセス確保（堺駅～堺旧港の遊歩道、サイン） ・回遊性の確保（護岸～龍女神像～燈台～大浜公園） ・緑地・公園の利用促進（旧堺燈台緑地や大浜公園の再整備） ・海辺景観の向上 ・市有地活用によるにぎわい創出（親水デッキ、連絡橋、エントランス広場、緑地） ○大浜体育館は、昭和 46 年に本市が初めて建設しましたが、施設が老朽化しているため、本市の武道振興の拠点となる武道館を併設した体育館として建て替えることで、市民ニーズに応じたスポーツ環境を提供します。				
達成目標	○都心での海辺文化・にぎわいの再興 ○大浜体育館の供用開始				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜堺旧港と周辺緑地・公園の整備＞				
	市有地の活用・回遊性の確保・海辺の景観向上・緑地公園の利用促進				
	＜大浜体育館建替整備運営事業＞				
	民間事業者 の選定	民間事業者が 設計、施工			供用開始
					現体育館 の解体

都心地域のまちづくりに寄与する緑化推進			公園緑地部 都市再生部		
事業概要	○市民交流広場整備事業 市役所前の広場及び国施設更新により発生する国有地を一体的に活用し、市民交流広場を整備します。これにより、市役所本庁舎・合同庁舎と広場が一体となって、本市の玄関口にふさわしいランドマークを形成するとともに、憩いの空間等を創出します。 ○大道筋（阪堺線沿い花壇）の緑化充実 大道筋において都心のにぎわい創出を目的に市民、事業者、行政が協働のもと適切に役割分担しながら緑化・花飾り（フラワーベース含む）を推進します。 ○堺東駅の駅前広場における緑化充実（花壇緑化） 駅前の顔づくりのため、花壇緑化などにより堺東駅の駅前広場における緑化充実を図ります。				
達成目標	緑豊かな都心地域のまちづくりに寄与する。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜市民交流広場整備事業＞				
	市役所前工事				市役所前 残工事
	＜大道筋（阪堺線沿い花壇）の緑化充実＞				
	現況の把握、事業の見直し、施設の更新等				
	＜堺東駅の駅前広場における緑化充実＞				
	現況の把握、事業の見直し、施設の更新等				

環濠都市界の再生事業			企画部		
事業概要	環濠エリアにおけるまちづくりを公民連携で進め、都市魅力の向上や賑わいの創出を図り、市民の本市への愛着や誇りを醸成するとともに、交流人口・定住人口の増加をめざす。				
達成目標	○「環濠エリア」の認知度の向上 ○地元気運の醸成 ○回遊性の向上、賑わいの創出				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	公民連携による事業の実施・検討 (情報発信の強化、交流促進に向けた取組など)				

翁橋公園の整備			公園緑地部		
事業概要	市民会館の建替え事業と連携して、周辺住民の利用に供するとともに、周辺環境と調和した都市計画公園（0.19ha）を整備します。				
達成目標	公園整備が完了している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	公園整備の検討、設計、整備の推進				

施策1－3 南部丘陵エリアの緑を育みます

【現 況】

- ・人々の営みのなかで守り育まれてきた南部丘陵には、市街地のすぐ近郊にありながら、シリブカガシの群生地のほか雑木林、ため池、河川が育む多様な植生や動植物（堺市レッドリストに掲載される生き物が多数生息）、農地、歴史文化資源があいまった里地里山がありますが、人との関わりが希薄になりつつあります。
- ・本市の水系の背骨となる石津川水系（石津川と和田川）の水源となっており、生き物の生息地としてまた、農業用水の水源として利用されています。
- ・櫻井神社や感應寺、法道寺をはじめとする歴史的な資源が点在しており、そこには市指定保存樹木等が保全されています。
- ・堺自然ふれあいの森（開設面積 17.19ha）や堺公園墓地（開設面積 14.74ha）、ハーベスタの丘など、豊かな自然を活かしたレクリエーションや環境学習としての施設が立地しています。
- ・堺南部丘陵の地域振興と自然環境を考える会や NP0 法人※いっちゃんクラブなどの市民活動団体による緑地保全活動や地域の小学校と連携したカワバタモロコ（環境省レッドデータブック絶滅危惧ⅠB類／堺市レッドリストAランク）の保護・増殖活動など、多様な活動が行われています。

【課 題】

- ・散発的な開発や残土処分などによる土地利用転換により緑地が減少しており、面的にまとまりのある緑地の保全について、対策を講じる必要があります。
- ・堺市農業の拠点地域として、優良農地・集団農地、ため池などの農空間の確保・保全・有効活用が必要です。また、農業公園や観光農園、体験農園などの施設を活かした都市農村交流等による都市と共存する共生型農業づくりに取り組む必要があります。
- ・南部丘陵の持つ緑地の価値や魅力、保全の必要性を広く市内外に発信、普及啓発する必要があります。
- ・南部丘陵の緑地保全にあたっては、生物多様性の観点からも、適正な維持管理や利用・活用により、人と里地里山の関わりを再生する必要があります。
- ・南部丘陵の緑地保全については、市民、事業者、行政が協働のもとに、それぞれが役割分担し、目標を共有し進める必要があります。
- ・公園墓地を取り巻く環境は、核家族化の進行などにより大きく変化しており、今後、多様な市民ニーズに対応した墓地の形態のあり方について検討する必要があります。

【施策展開の方向性】

古代から緑の恵みを活用した人々の営みによって里地里山が形成され、貴重な緑の資源が育まれてきました。そこでは、豊かな自然のもとで多様な生き物が生息しています。

里地里山の多様な景観と豊かな環境を育み、次代に継承するため、都市緑地法や堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境を保全、活用した取組を進めます。

【主な事業】

◇緑地保全の推進

- ・ 緑地保全制度を活用した緑地の確保
- ・ 緑地の維持管理、継続保有への支援
- ・ 人材育成、普及啓発の推進
- ・ 堺の森再生プロジェクトとプロモーション活動の実施

◇農空間の保全・活用【再掲】

- ・ 遊休農地の解消
- ・ 市民農園※の開設

◇公園墓地事業の推進

- ・ 公園墓地のあり方の検討
- ・ 持続可能な公園墓地事業の推進



緑地保全（シリブカガシ）



堺自然ふれあいの森（稲刈り体験）

主な取組イメージ図

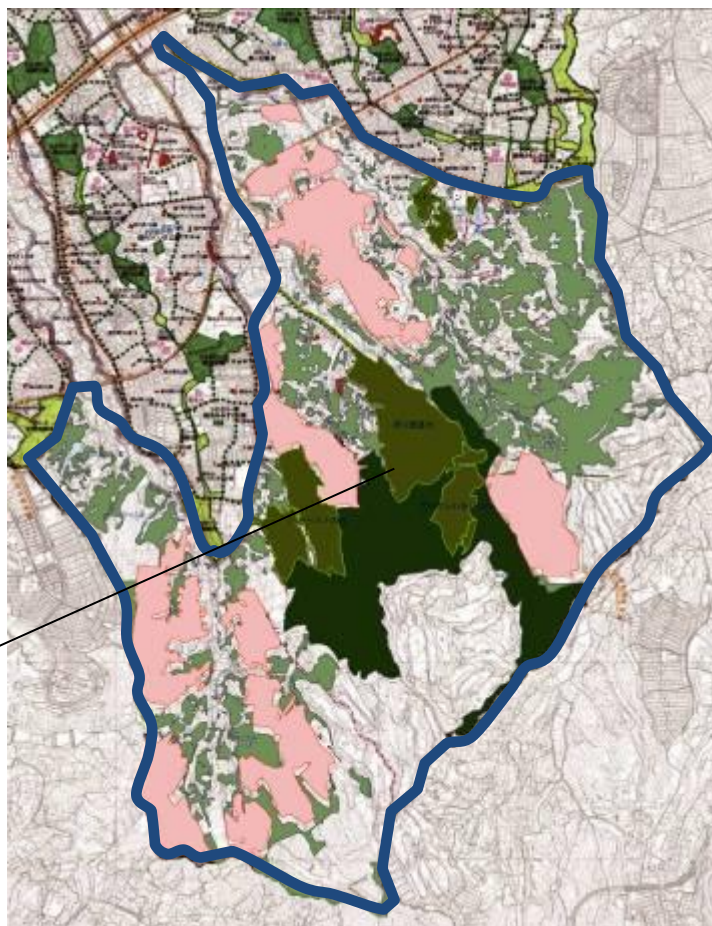
<エリア全域での取組>

◇緑地保全の推進

◇農空間の保全・活用

◇公園墓地事業の推進

- 保全優先地区の緑地
- 保全地区の緑地
- 公園等の緑地
- 農用地



【事業シート（後期）】

緑地保全の推進			公園緑地部		
事業概要	○緑地保全制度を活用した緑地の確保 南部丘陵に残された緑地（樹林地）の多くが民有地であり、それら緑地を維持していくため、都市緑地法や堺市緑の保全と創出に関する条例等に基づく緑地保全制度を活用し、緑地の確保を図ります。				
	○緑地の維持管理、継続保有への支援 緑地保全制度により指定された緑地について、継続保有の支援（保全協力金の支給や不法投棄対策の支援）を実施するとともに、土地所有者だけでなく市民、事業者の力を活かした維持管理を進めます。さらに、環境共生のまちづくりの視点による人と里地里山の関わりの再生や地域の振興・活性化に寄与する緑地の利用・活用を推進します。				
	○人材育成・普及啓発の推進 緑地保全を推進するにあたって、維持管理活動を行う人材の育成、緑地保全の必要性等の啓発・PR、活動への表彰を行うなどの普及啓発を行います。				
	○堺の森再生プロジェクトとプロモーション活動の実施 市民、事業者の力を活かした緑地の維持管理、利用・活用の推進を図るため、具体的な緑地保全事業を実施するとともに、南部丘陵の持つ緑地の価値や魅力、保全の必要性等を広く発信するためのプロモーション活動を実施します。				
達成目標	○緑地保全制度を活用した緑地を確保している。 ○市民や事業者が参画した緑地保全活動が進められている。 （緑地保全への参画団体数 平成 28 年度 3 団体→6 団体）				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜緑地保全制度を活用した緑地の確保＞				
	保全優先地区の緑地から重点的に確保				
	＜緑地の維持管理、継続保有への支援＞				
	維持管理・継続保有への支援実施				
	＜人材育成・普及啓発の推進＞				
	人材育成（講習会、情報交換会の実施など）				
	＜プロジェクト、プロモーション活動の実施＞				
	市民・事業者が参画した緑地の利用・活用推進				
	プロモーション活動の継続実施				

農空間の保全・活用【再掲】			農政部		
事業概要	遊休農地の解消に向けて、担い手農家への農地の利用集積を推進するほか、農業者が営農を再開するための農道・水路整備に対する支援、市民農園の整備に対する支援など、農地・農空間の保全と農地の有効活用に向けた事業を実施します。				
達成目標	○「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」により指定された農空間保全地域において、遊休農地が減少している（平成 27 年度 17.4ha→平成 32 年度 12ha 以下）。 ○市民農園が増えている（市民農園開設数：3 箇所/年）。				
スケジュール	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	農地の利用集積の推進				
スケジュール	市民農園の開設（3 箇所/年）				

公園墓地事業の推進			公園緑地部		
事業概要	時代の変化や墓地に対する考え方が変化するなかで、墓地に対する市民ニーズが多様化しており、里地里山環境にふさわしい塚らしい公園墓地のあり方を現在施設の活用を含めて検討し、持続可能な公園墓地事業を推進します。				
達成目標	墓地事業の方向性が定まる				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
			市民ニーズ の調査		
	既存施設の活用を含めた公園墓地のあり方の検討、事業の推進				

施策1-4 臨海エリアの緑を育みます

【現 況】

- ・ 堺第7-3区では共生の森（約100ha）づくりとして、市民、NP0※、事業者、行政（大阪府・市）との協働により緑の拠点づくりを行っています。また、チュウヒやツバメチドリなどの貴重な鳥類の繁殖地となっています。
- ・ 堺浜では、北泊地において、浅場を造成し市民が親しめる堺浜ふれあいビーチの創出や良好な生物生息空間の形成、周辺の海水浄化機能の向上を図るなど、国、大阪府と協働して取り組んでいます。また、平時は市民の憩いの場となる防災緑地（約27.9ha）の整備が進められています。
- ・ 堺浜沖において、野鳥や海生生物の生息環境の形成、生物による水質浄化の場として人工干潟（約10ha）の整備が大阪府によって進められています。
- ・ J-GREEN 堺（堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター）やみなと堺グリーンひろば（野球場等）が整備されるなど、広大な緑のなかでスポーツ・レクリエーションが行われています。

【課 題】

- ・ 持続可能な環境共生都市を実現するため、南部丘陵における豊富な緑の保全とともに、臨海部において、共生の森をはじめとする大規模な緑の拠点を育んでいく必要があります。
- ・ 生物の多様性に配慮した大規模な緑地や人工海浜など、自然に触れ、安らぎ、交流できる空間を市民や事業者、関係機関と連携し、育んでいく必要があります。

【施策展開の方向性】

人や生き物にやさしい堺の海辺づくりをめざし、臨海部では、広大な空間を活かした大規模な緑がつくられています。共生の森づくりや人工干潟等の生物生息空間の形成、海とのふれあい広場での市民活動・交流空間の形成などにより、臨海エリアにおけるにぎわいや安らぎの創出に寄与する緑づくりを進めます。

【主な事業】

◇魅力あるウォーターフロントの形成

- ・ 堺浜ふれあいビーチにおける生物多様性モニタリング
- ・ 水質、底質の改善による大阪湾の再生と環境負荷軽減への貢献
- ・ 市民活動・交流空間の形成

◇堺第7-3区における共生の森づくり

- ・ 生物多様性に寄与する大阪府共生の森づくりの推進
- ・ 市植樹エリアにおける市民等の協働による草刈活動等を実施
- ・ 環境学習のフィールドとして活用



共生の森

主な取組イメージ図



【事業シート（後期）】

魅力あるウォーターフロントの形成			都市再生部		
事業概要	○ふれあいビーチにおける生物多様性モニタリング ・延長約 160m、幅約 30～40m の砂浜が概成し安全性を確認しながら、生物調査や水質調査を継続的に実施します。 ○水質、底質の改善による大阪湾の再生と環境負荷軽減への貢献 ・北泊地や大和川河口部における浅場、砂浜、干潟など大阪湾再生のシンボルとなる自然環境の再生・創造、生物多様性の保全など ○市民活動・交流空間の形成 ・水際線における市民による環境・生涯教育、自然体験活動の実施 ・海釣り等の海洋性レクリエーションや大規模集客イベント等の海辺のにぎわい創出など				
達成目標	環境創造のシンボル・魅力あるウォーターフロントの形成				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	生物多様性モニタリング				
	海洋性レクリエーションやイベントなどにぎわい創出				
	人工干潟の整備、環境・生涯教育、自然体験活動の実施				

堺第7－3区における共生の森づくり			環境都市推進部		
事業概要	○共生の森づくり（事業主体：大阪府） ・ 臨海部にある堺第 7-3 区において府民参加による共生の森（約 100ha）づくりを推進します。 ○緑の拠点整備（クールダム）事業（事業主体：堺市） ・ 共生の森（約 100ha）のうち、約 5ha の区域を大阪府から借り受け、市民・NP0・企業等との協働により植樹並びに除草等管理を行い、緑の拠点（クールダム）を創出します。 ・ 市民等の環境教育の場として活用します。				
達成目標	市民等協働による良好な維持管理がされている。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	大阪府共生の森づくりの推進				
	市植樹エリアにおける市民等協働による維持管理活動				
	環境学習のフィールドとして活用				

施策1-5 泉北ニュータウンエリアの緑を育みます

【現 況】

- ・ 泉北ニュータウンにおいては、荒山公園や鴨谷公園などの総合公園のほか、泉ヶ丘、榑、光明池の3つの緑地が計画的に配置整備されています。
- ・ 泉北ニュータウンにおいては、公園と泉ヶ丘緑道、榑緑道、光明池緑道の各緑道がネットワークを形成しており、市民の憩いの空間となっています。
- ・ 泉ヶ丘駅前地域においては、大蓮公園や田園公園、ビッグバン周辺地等の豊かな緑地を有し、濁池、大蓮池、丑池といった水辺空間が豊富にあります。また、近畿大学医学部及び附属病院が府営三原台第1住宅と田園公園などの一部に立地を予定しています。
- ・ 榑・美木多駅前地域においては、西原公園や原山公園といった大規模な公園が駅南北に立地することで、駅前でありながらため池や樹林地などの自然豊かな景観を有しています。

【課 題】

- ・ 近畿大学医学部及び附属病院の立地に伴い、田園公園の機能確保と泉ヶ丘プールの再整備が必要となります。
- ・ ビッグ周辺地では、子どもが一日中愉しめる遊びの拠点・親も楽しく子育てができる拠点として、既存の豊かな緑や濁池の水景を活かした賑わい・レクリエーション機能を有する都市公園の整備を進める必要があります。
- ・ 都市公園や緑道、樹林地、ため池など恵まれた既存ストックを有効活用していく必要があります。
- ・ 大蓮公園は、快適な水辺空間を有し、イベント開催等により人々が集い、憩う場となる一方、駅前からの緑のネットワークが分断されていることから、アクセス性を高め、緑の連続性を確保する必要があります。
- ・ 地域における緑の魅力をさらに向上させるためには、公園や広場、施設等に地域住民や事業者、NPOなどの活動の場や機会を設ける必要があります。

【施策展開の方向性】

泉北ニュータウンでは、まちびらきから50年が経過し、開発当時に計画的に整備された駅前の大規模な公園の緑が、自然系緑地と一体的となり、市街地の貴重な緑として今に生きています。豊かな自然環境と都市的利便性が共存する魅力的な緑をさらに維持・保全・活用し、既存の緑を有効活用した再整備などを進めながら、泉北ニュータウンの緑を次代に継承します。

【主な事業】

- ◇泉ヶ丘駅周辺における都市公園の整備
- ◇原山公園再整備運営事業
- ◇泉北ニュータウンにおける緑道の魅力向上

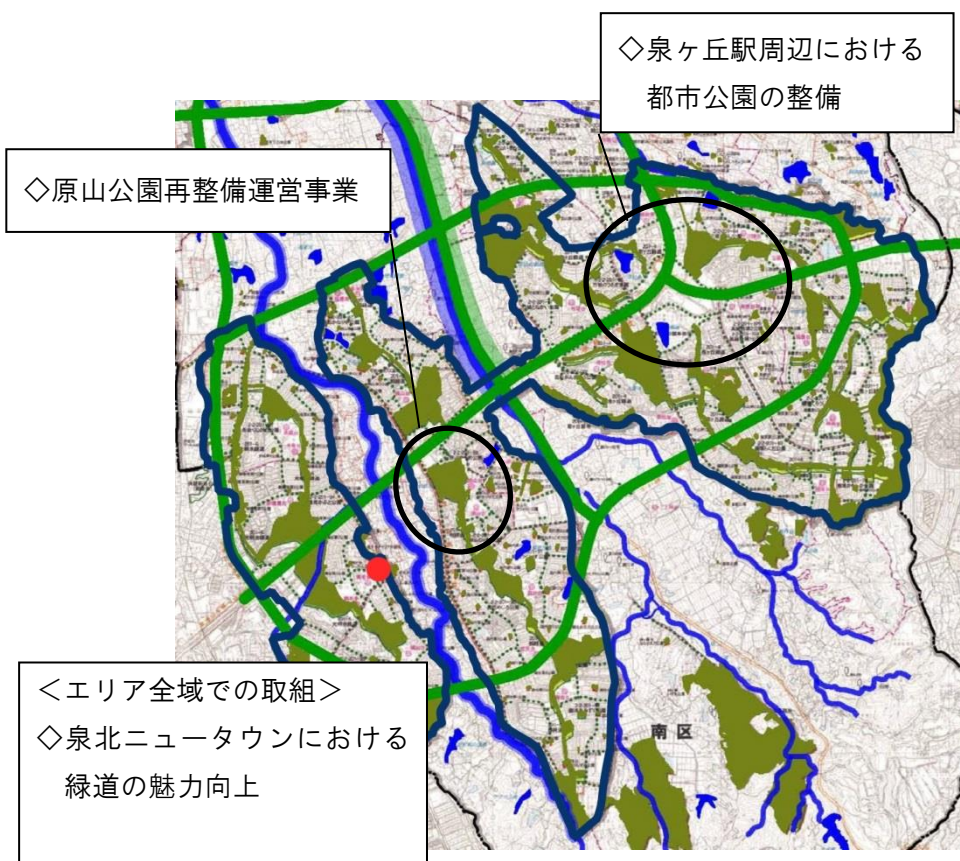


荒山公園



泉北ニュータウンの緑地

主な取組イメージ図



【事業シート（後期）】

泉ヶ丘駅周辺における都市公園の整備			公園緑地部		
事業概要	近畿大学医学部及び附属病院の開設を契機に、田園公園及び三原公園の再整備やビッグバン周辺地における公園整備により、泉ヶ丘駅周辺において魅力的な緑の空間を形成します。				
達成目標	都市公園の整備の推進				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	都市計画変更手続き		都市公園の再整備・新規整備の検討・推進		

原山公園再整備運営事業			公園緑地部		
事業概要	屋外プールや新たに設置する屋内施設に合わせて公園全体を再整備し、子どもから高齢者まで多世代の方に運動やレクリエーション活動などを愉しんでもらえる公園とすることにより、柵・美木多駅周辺地域の賑わいの創出を図ります。				
達成目標	原山公園の再整備工事を完了している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	事業者募集・公園施設の設計・整備			維持管理運営	

泉北ニュータウンにおける緑道の魅力向上			公園緑地部、南区役所		
事業概要	泉北ニュータウンにおける緑道や都市緑地について、保全されてきた既存の樹林地やため池などを活かした管理手法を検討し、充実を図ります。 ・健全な樹木の生育環境を確保するための樹木更新 ・緑道や歴史文化資源をつなぐウォーキングマップの作成、日常生活の中での継続的な健康づくりの推進				
達成目標	泉ヶ丘・柵・光明池地区における緑道の樹木更新を進めている。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	泉北ニュータウンにおける緑道管理 充実のための樹木更新				

■ 基本方針 2 堺を支える緑の骨格を育みます

緑豊かで潤いのあるまちづくりを支える骨組みを「緑の骨格」とします。
緑の骨格は、大規模な都市公園やため池、古墳などの「拠点となる緑」とそれらを街路樹や河川、鉄道とまちなかの緑を中心として線的につながる「軸となる緑」で形成します。

施策 2-1

拠点となる緑を育みます

市民の健康と安全・安心に寄与し、魅力あるまちづくりを進めるため、大規模な都市公園の整備や管理運営の充実を図るとともに、古墳やため池の保全、活用を図り、拠点となる緑を育みます。



施策 2-2

軸となる緑を育みます

緑や水のネットワークを広げ、潤いと安らぎのある安全・安心なまちづくりを進めるため、みどりの風促進区域[※]等における道路や河川敷きとそれら周辺において緑化の充実を図るとともに、既存の緑地の適切な管理に努め、軸となる緑を育みます。



施策2-1 拠点となる緑を育みます

【現 況】

- ・大規模な都市公園として、大阪府営の大泉緑地や浜寺公園のほか、金岡公園や白鷺公園などが計画的に配置、整備されています。
- ・大規模な公園には、大泉緑地のカキツバタ園、浜寺公園のバラ園、白鷺公園のハナシヨウブ、荒山公園の梅林などの花の名所があります。
- ・仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳、ニサンザイ古墳などの大規模な古墳には、樹木や樹林が生い茂り、一団の緑地となっています。
- ・古くから河川やため池を利用して農業が営まれており、現在でも多くのため池が点在しています。菰池や長池、午池などでは、ため池の改修工事をきっかけに地域の貴重な水辺空間として、また憩いと安らぎの場として、地域住民との協働のもと整備・維持管理が行われています。

【課 題】

- ・災害時の避難地、スポーツ・レクリエーションの拠点として、原池公園や天神公園の整備を推進していく必要があります。
- ・都市公園、古墳、ため池など、恵まれた既存ストックを有効活用していく必要があります。

【施策展開の方向性】

大規模な都市公園や古墳、ため池などの「拠点となる緑」は、緑のまとまりが大きいほど、緑がもたらす効果は高まります。

一団の緑の厚みと広がりを確保し、市民の健康と安全・安心に寄与し、魅力あるまちづくりを進めるため、地域の拠点となる都市公園の整備推進、経営的視点を備え、大規模な都市公園のパークマネジメントを推進します。

また、古墳やため池などの恵まれた既存のストックを保全・活用します。

【主な事業】

◇地域の拠点となる都市公園の整備

- ・ 原池公園の整備
- ・ 天神公園の整備

◇大規模な都市公園のパークマネジメント

◇百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用【再掲】

- ・ 史跡群指定に向けた調査の継続、文化庁・大阪府との調整
- ・ 古墳の保存・整備の推進

◇親水コミュニティ活動支援事業

- ・ ため池における地域住民の憩いや交流の場の整備、植栽、活動支援のための原材料支給



金岡公園

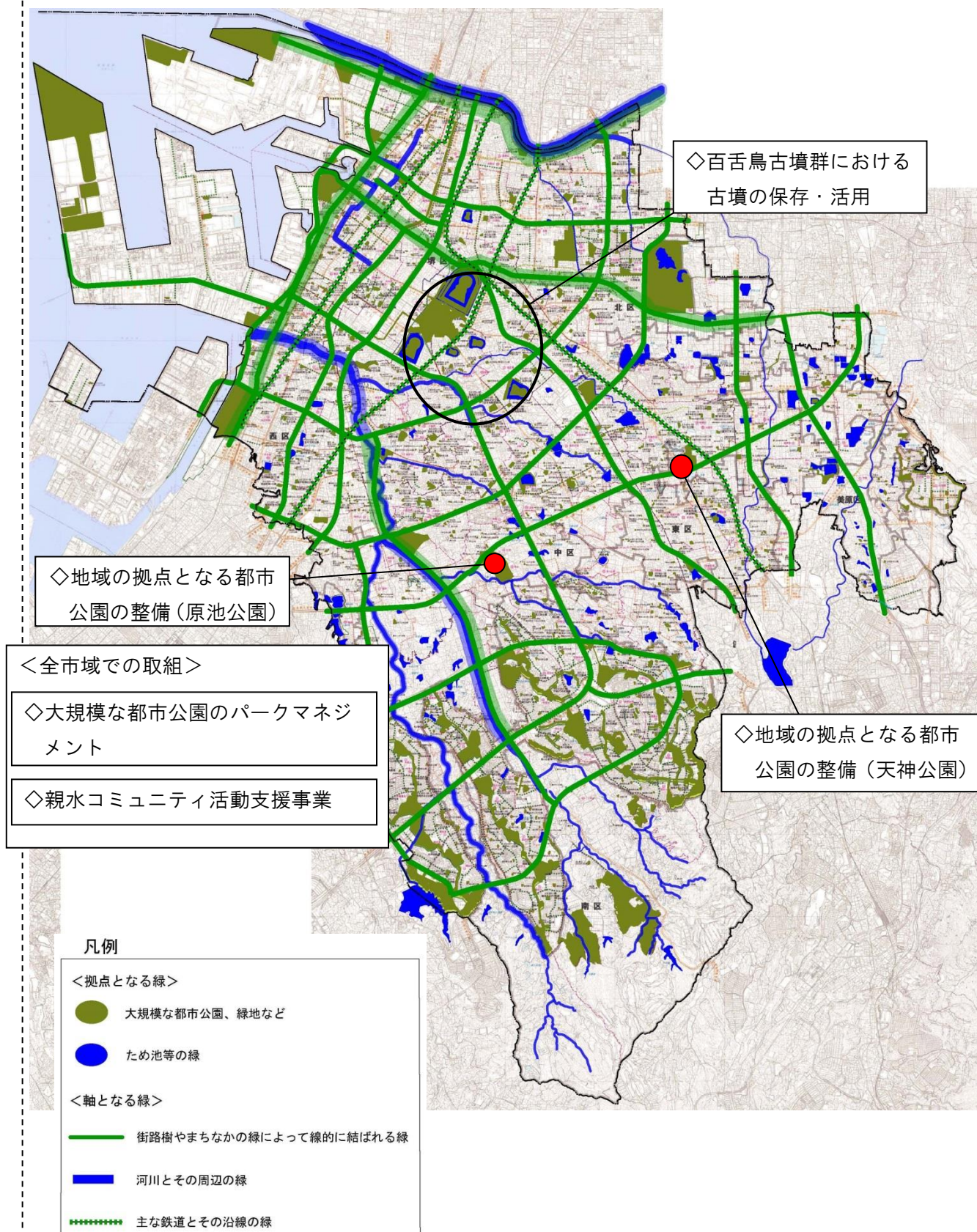


白鷺公園のハナショウブ



親水コミュニティ活動支援事業

主な取組イメージ図



【事業シート（後期）】

地域の拠点となる都市公園の整備			公園緑地部、用地部		
事業概要	広域避難地の機能を有し、地域の拠点となる都市公園（総合公園・運動公園）の整備推進を図るため、天神公園及び原池公園（第3期工区）の整備について検討を進めます。				
達成目標	○原池公園（第3期工区）の整備を完了している。 ○天神公園において事業認可区域内の用地取得を完了している。 （用地取得率 平成28年度 99%→100%）				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	都市開発資金先行取得用地の買戻し等（原池公園）				
	基本設計、実施設計、整備の推進（原池公園）				
	用地買収の推進（天神公園）				整備の推進

大規模な都市公園のパークマネジメント			公園緑地部		
事業概要	○大規模な都市公園のパークマネジメント計画に沿った管理運営 ・総合公園、運動公園や風致公園などの大規模な都市公園のうち、堺市を代表する、大仙公園、大浜公園、白鷺公園、荒山公園、金岡公園、原池公園、大蓮公園、西原公園において、それぞれに個別公園パークマネジメント計画を策定する。 ・民間事業者、地域団体、NP0 法人などの多様な主体と連携し、公園の持つ機能を最大限に発揮した管理運営 ・「花の見どころ公園」など特色のある公園の魅力向上に向け、民間事業者等による情報発信や一体的な管理運営 ・スポーツ施設、教養施設など複数の管理者の連携による公園管理運営 ・公園を有効に活用するとともに、地域活性化や地域力向上に寄与する管理運営				
達成目標	○個別公園パークマネジメント計画を策定している。(平成 29 年度 0 公園→8 公園) ○協議会を設置し、計画に沿った管理運営を実施している。 ○民間事業者等によるイベントが定期的実施される公園がある。				
スケジュール	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	個別公園パーク マネジメント計画策定 (8 公園)		マネジメント計画に沿った管理運営の実施 協議会の設置		

百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用【再掲】			文化部、公園緑地部		
事業概要	○現存する古墳 44 基を、市が主体的に調査から保存・整備に至る取り組みを行います（宮内庁管理地は除く）。 ○史跡指定の要件とされる各古墳の保護すべき範囲を確定するとともに、世界文化遺産登録における『真実性・完全性の証明』の資料とするため、学識経験者で構成する調査検討会議の助言のもと、発掘調査等を実施します。 ○古墳を活かした百舌鳥野の風景を創出するため、現在の大仙公園の開設状況や点在する様々な形・規模の古墳の状況を踏まえ、植生の将来像を設定する。				
達成目標	○百舌鳥古墳群の群指定を受け、古墳整備を継続する。 ○大仙公園基本計画を改定し植生の将来像を設定する。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画の策定	第Ⅰ期整備 (寺山南山古墳・御廟表塚古墳)			
		史跡追加指定と公有化の推進			
		市民理解のための普及活用事業を継続			
		大仙公園基本計画の改定			計画に沿った 植栽整備・管理の推進

親水コミュニティ活動支援事業			農政部		
事業概要	○ため池は、農業用水の供給源のほかにも地域の貴重な自然環境として、その重要性が再認識されています。そこで、地域住民が安らぎの場として主体的に活用するための支援を行います。 ○憩いや交流の場の整備、植栽及び活動支援のための原材料支給等を行います。				
達成目標	ため池の環境悪化の原因となっているヘドロ対策等とともに順次事業を実施している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	地元調整		1箇所実施	地元調整	

施策2-2 軸となる緑を育みます

【現 況】

- ・ 北部には大和川が流れ、都市において自然の潤いが感じられる貴重なオープンスペースとなっています。
- ・ 石津川下流部では河川環境の改善に向けて、地域の小学校、市民、大阪府と連携しヨシの植栽実験に取り組んでいるほか、地域との協働により桜の植樹が行われるなど多様な活動が行われています。
- ・ 泉北ニュータウンにおける道路や都心部と泉北ニュータウンを結ぶ主な幹線道路は、街路樹が計画的に植栽され、良好な都市環境に寄与しています。
- ・ 市内には、阪堺線、南海高野線、JR 阪和線、泉北高速鉄道などの鉄道が整備されており、駅前広場の緑や車窓からまちの緑を見ることができます。
- ・ これまで、公園緑地整備をはじめ市街地緑化を進めてきましたが、全市的には緑や水のネットワークを形成するまでには至っていないのが現状です。

【課 題】

- ・ 大和川周辺等のみどりの風促進区域では、既存の緑を保全・活用するとともに、新たな緑の創出を進める必要があります。
- ・ 道路敷や河川敷の緑化、農地や河畔林の保全など、緑や水のネットワークを形成するための取組を長期的に継続していく必要があります。

【施策展開の方向性】

軸となる緑は、道路や河川、鉄道を中心に、「拠点となる緑」をはじめとするまとまりのある緑をつなげます。また、連続した緑に留まらず、周辺の公共施設や民有地を含む緑を飛石状に繋げることで緑を感じることができる空間となります。

緑や水のネットワークを広げ、エコロジカルネットワークの形成にも寄与し、潤いと安らぎのある安全・安心なまちづくりを進めるため、みどりの風促進区域等の道路や河川敷きとそれら周辺において緑化の充実を図るとともに、既存の緑地の適切な管理に努めます。

【主な事業】

◇環濠都市堺の再生事業【再掲】

・まちづくりを公民連携で進め、都市魅力の向上や賑わいの創出を図る。

◇大和川周辺における水と緑を活かした空間づくり

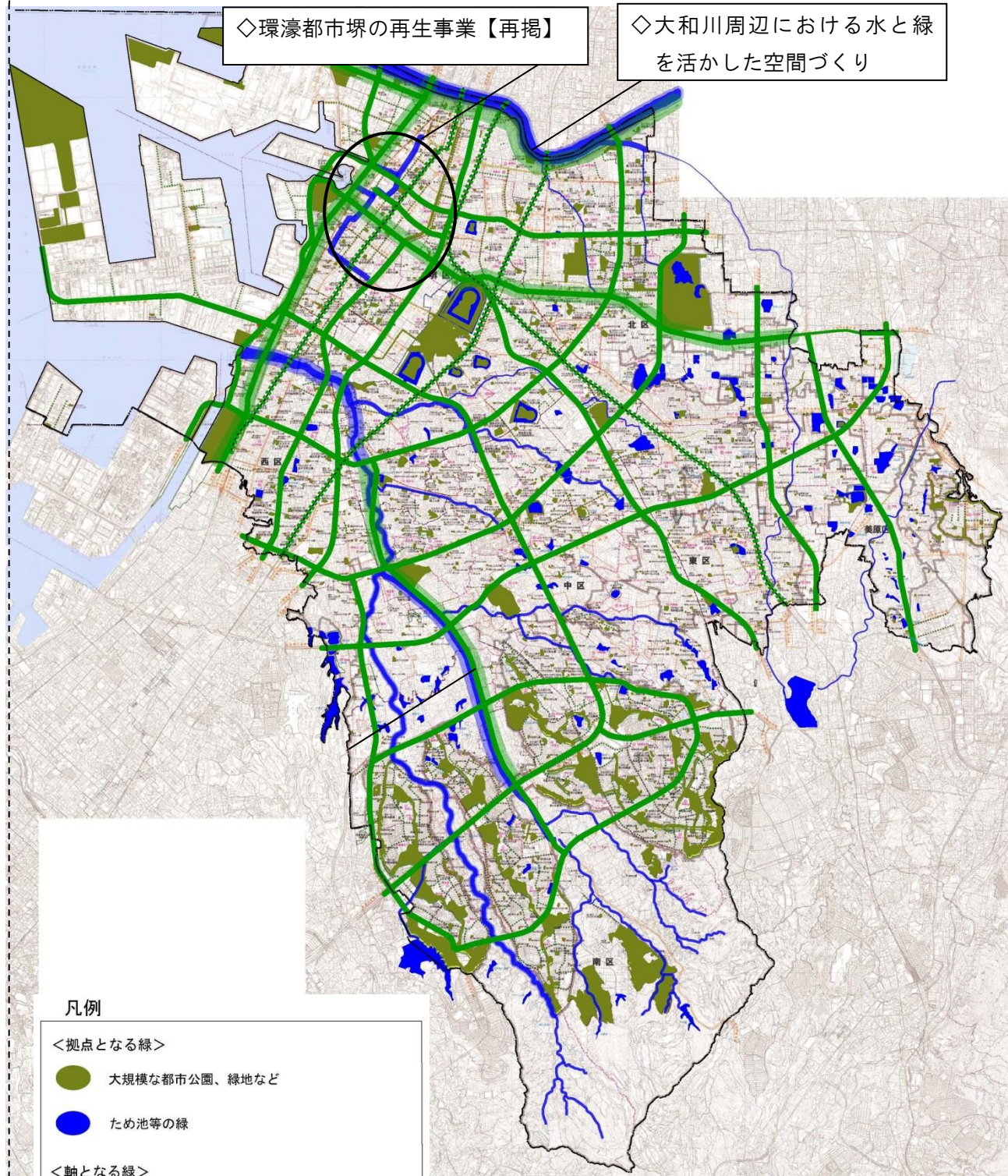


浅香山緑道のツツジ

主な取組イメージ図

◇環濠都市界の再生事業【再掲】

◇大和川周辺における水と緑を活かした空間づくり



凡例

<拠点となる緑>

-  大規模な都市公園、緑地など
-  ため池等の緑

<軸となる緑>

-  街路樹やまちなかの緑によって線的に結ばれる緑
-  河川とその周辺の緑
-  主な鉄道とその沿線の緑

【事業シート（後期）】

環濠都市堺の再生事業【再掲】			企画部		
事業概要	環濠エリアにおけるまちづくりを公民連携で進め、都市魅力の向上や賑わいの創出を図り、市民の本市への愛着や誇りを醸成するとともに、交流人口・定住人口の増加をめざす。				
達成目標	○「環濠エリア」の認知度の向上 ○地元気運の醸成 ○回遊性の向上、賑わいの創出				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	公民連携による事業の実施・検討 (情報発信の強化、交流促進に向けた取組など)				

大和川周辺における水と緑を活かした空間づくり			公園緑地部		
事業概要	浅香山浄水場のつつじを含めた浅香山周辺を花の名所とし、集客機能を充実させ、本市の北縁を飾る名所を明らかにし、観光拠点を創出する。 市民に花や緑とふれあえる空間を増やし、潤いと安らぎのある住みよい生活環境の創出とともに、市外から来られる方々のおもてなし空間を創出する。				
達成目標	市外から来られる方々のおもてなし空間を創出している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	花の名所充実				

■ 基本方針 3 身近なまちの緑を育みます

地域固有の自然や社会、歴史文化を伝える緑を「身近なまちの緑」とします。

身近なまちの緑は、身近な公園や住宅等の緑、社寺境内地の古樹、農地等の緑であり、美しい都市環境を形成し、暮らしの安全・安心を高め、生活に潤いと安らぎを与えることにより、自分の住むまちの愛着を深めます。

施策 3-1 身近な緑の保全を進めます

堺市緑の保全と創出に関する条例や都市緑地法に基づいた保全制度の運用により、身近な樹木や樹林の保全を進め、良好な住環境の保全を図るほか、農地とその周辺の緑の保全・活用を図ることにより身近な緑の保全を進めます。



施策 3-2 身近な緑の創出を進めます

堺市緑の保全と創出に関する条例等の制度を活用し、住宅街などの民有地における緑化推進を図るほか、市民の日常生活に密着した身近な都市公園や小学校における緑化推進を図ることにより身近な緑の創出を進めます。



施策3-1 身近な緑の保全を進めます

【現 況】

- ・市街地においては、古墳、社寺、屋敷の緑が貴重な緑資源となって残されていますが、それらの多くは民有地にあります。これらの緑は、周辺が住宅化されたことや所有者管理の負担、相続に伴う売買などにより、消失または維持管理が行き届いていないところも見受けられます。
- ・多様な生き物の生息・繁殖の場となっているため池や水田などが、散発的な開発等により部分的に減少しています。
- ・和田川・石津川の流れる谷間には、樹林地（段丘斜面林）、棚田、段々畑などが残っているほか、陶器川・前田川沿いを中心に樹林地（段丘斜面林）が残っています。多様な生物が生息する貴重な自然空間を形成していますが、一部で徐々に住宅などに変わるなど市街化が進んでいます。
- ・百舌鳥のくす（大阪府指定天然記念物）、美多弥神社のしりぶかがし社叢（同）、^{つくの}踞尾のそてつ（同）、藤井邸のくろがねもち・かや（同）など、貴重な歴史文化資源があります。

【課 題】

- ・段丘斜面林、社寺林、屋敷林などの緑地についても、緑地保全制度を総合的に活用した対策を講じる必要があります。
- ・生物多様性の観点からも農地、ため池を保全・活用していく必要があります。

【施策展開の方向性】

堺市緑の保全と創出に関する条例や都市緑地法に基づいた保全制度の運用により、一定基準以上の樹木や樹林をはじめ、段丘斜面林、屋敷林の保全や良好な住環境の保全を図ります。

また、農業への多様な担い手の育成や市民が気軽に「農」にふれることのできる市民農園の開設、市街化区域内では生産緑地制度の活用などにより、緑地機能等の優れた農地やため池の保全・活用を図ります。これらの取組により、生物多様性の増進に寄与します。

【主な事業】

- ◇身近な樹木・樹林の保全
 - ・保存樹木等の保全
 - ・市民緑地制度※の運用による緑の創出と保全
- ◇農空間の保全・活用
 - ・遊休農地の解消
 - ・市民農園の開設
- ◇生物多様性保全推進事業



保存樹木（屋敷林）

【事業シート（後期）】

身近な樹木・樹林の保全			公園緑地部		
事業概要	○保存樹木等の保全 「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、保存樹木等の保全に必要な支援等を行います。保存樹木等の保全について、樹木治療時などに樹木医派遣を行い、アドバイスをを行います。 ○市民緑地制度の運用による緑の創出と保全 「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づく市民緑地制度を運用し、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進する。				
達成目標	○指定樹木 164 本、指定樹林 12 箇所(3.9ha)を維持している。 ○市民緑地制度を普及啓発し緑の創出・保全を推進している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜保存樹木等の保全支援＞				
	実施支援 策再検討	実施			
	＜市民緑地制度の運用による緑の創出と保全＞				
	普及啓発・指定に向けた調整・認定・契約・設置・管理				

農空間の保全・活用			農政部		
事業概要	遊休農地の解消に向けて、担い手農家への農地の利用集積を推進するほか、農業者が営農を再開するための農道・水路整備に対する支援、市民農園の整備に対する支援など、農地・農空間の保全と農地の有効活用に向けた事業を実施します。				
達成目標	○「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」により指定された農空間保全地域において、遊休農地が減少している（平成27年度17.4ha→平成32年度12ha以下）。 ○市民農園が増えている（市民農園開設数：3箇所/年）。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	農地の利用集積の推進				
	市民農園の開設（3箇所/年）				

生物多様性保全推進事業			環境保全部		
事業概要	生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性を確保し、生物多様性に配慮したまちづくりを推進するため、「生物多様性・堺戦略」に基づき、体系的な取組を推進します。				
達成目標	情報発信や普及啓発により、生物多様性への理解が深まっている。 （市民参加型普及啓発イベント開催回数　3回／年）				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	戦略に基づく事業展開				
	堺市生物多様性ネットワーク会議の運営				
	情報発信（堺いきもの情報館の運用）				
普及啓発、環境教育					

施策3-2 身近な緑の創出を進めます

【現 況】

- ・地域に親しまれる身近な公園として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の着実な整備を行うとともに、都市公園の安全・安心・快適を確保するため、順次再整備に取り組んでいます。
- ・都市緑地法に基づく緑地協定により 6 箇所、約 16.3ha の住宅地の緑が保全されています。
- ・一定規模以上の開発を行う場合に、都市計画法及び堺市開発行為等の手続に関する条例の規定に基づき設置される広場等の助言、指導を行うとともに、堺市緑の保全と創出に関する条例に定める「建築行為等に係わる緑化義務」に基づき、公園・緑化等の技術的な指導や助言を行うことで良好な住環境の創出を図っています。
- ・大規模建築物等の届出制度（一定規模以上の建築物等の建築や色彩の変更などを行う場合、景観法及び堺市景観条例に基づく届出を要する）により、事業者に対して良好な景観形成のため、必要に応じて敷地内に植栽を施して潤いのある空間を形成するように指導しています。
- ・小・中学校ではグリーンカーテン※づくりを通して子どもたちの環境に対する意識向上に取り組んでいます。
- ・緑地の形成を伴う企業投資が進み、工場における緑地が維持され、周辺環境の保全が図られています。

【課 題】

- ・開発行為においては、開発区域内の緑の保全を図るとともに、宅地内の緑化についても誘導できるような対策を講じる必要があります。
- ・公的賃貸住宅や公共施設等の敷地内に残る豊かな緑は、再整備や資産処分における用途転換などに伴い消失する恐れがあり、それら豊かな緑を保全するための対策を講じる必要があります。
- ・公共空間の緑化を推進するとともに、開発時などにおいても、建物の敷地や市街地の緑化を進め、潤いのある都市環境整備に努める必要があります。

【施策展開の方向性】

快適な居住環境と地域の景観を形成し、身近に接することのできる緑をつくるため、身近な都市公園の整備を進めます。また、住宅街などの民有地における緑化推進を図るため、堺市緑の保全と創出に関する条例等に基づく住宅地の緑化や記念樹の配付等の緑化助成を行います。

【主な事業】

◇身近な都市公園の整備

- ・新堀公園の整備
- ・三国ヶ丘公園の整備

◇安全・安心・快適な公園づくり

- ・都市公園における防災機能の強化
- ・公園橋の耐震補強
- ・公園のリニューアル

◇小規模な都市公園のパークマネジメント

◇長期未着手都市計画公園の見直し・整備プログラムの策定

◇民有地における緑化推進

- ・屋上緑化※助成、壁面緑化※助成、記念樹配付
- ・堺市宅地開発に関する指導基準に基づく緑化指導
- ・工場立地法※に基づく緑化指導
- ・緑地協定制度などの活用による緑豊かな住環境の保全

◇風致地区内における開発時の緑化指導

◇グリーンカーテン整備事業

- ・グリーンカーテンの整備
- ・ゴーヤ等栽培を通じた環境学習



グリーンカーテン

【事業シート（後期）】

身近な都市公園の整備			公園緑地部		
事業概要	市街地の防災特性や周辺の条件、地域住民のニーズなどを考慮しながら街区公園等の身近な都市公園の整備を推進します。				
達成目標	新堀公園の整備工事を完了している。 三国ヶ丘公園の整備を完了している。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜新堀公園＞ 整備工事				
	＜三国ヶ丘公園＞ 整備工事				

安全・安心・快適な公園づくり			公園緑地部			
事業概要	○都市公園における防災機能の強化 地域防災計画上の広域避難地及び一次避難地※¹の機能を有する都市公園のうち開設公園において、防災トイレの整備を順次進めます。また、危機管理部門と連携し、都市公園が担う防災機能の強化を図ります。 ○公園橋の耐震補強 泉北ニュータウンにある公園橋の耐震調査を実施、緊急性や重要度を考慮し、順次公園橋の耐震化に取り組みます。 ○公園のリニューアル 地域の課題や住民ニーズ、ユニバーサルデザイン※²の視点に立って公園施設の改修を順次実施します。					
達成目標	○防災トイレを順次設置している。（平成 28 年度まで 39 箇所） ○都市公園の防災機能の強化を推進している。 ○公園のリニューアルを順次行っている。					
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
	＜都市公園における防災機能の強化＞					
	防災トイレ 設置 3 箇所	防災トイレ 設置 2 箇所	防災トイレ設置の推進			
	防災機能強化 新堀公園	防災機能強化の検討・推進				
	＜公園橋の耐震補強＞					
	耐震補強の検討・推進					
	＜公園のリニューアル＞					
	便所建替 2 箇所	便所建替 3 箇所	便所建替 検討・推進			

※1 地震や火災が発生した時に、住民が一次的に避難できるオープンスペース。大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。

※2 年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。

小規模な都市公園のパークマネジメント			公園緑地部		
事業概要	○小規模公園のパークマネジメント計画による管理運営 ・ 先行的に取り組みが進んでいる、新金岡ブリック公園、鳳公園、戎公園、東雲公園、向ヶ丘公園、浅香山公園、瓦町公園において、モデル公園としてそれぞれに個別公園パークマネジメント計画を策定する。 ・ 地域力を活かしたマネジメントの仕組みの構築 ・ イベントの誘致による賑わいの創出 ・ 地域住民や NPO 法人などとの対話を踏まえ、公園運営を実施 ・ モデルとなる公園において利活用の指針やルール、活用イメージを協議し、コミュニティの拠点となる公園運営を実施する。				
達成目標	○個別公園パークマネジメント計画を策定している。(平成 29 年度 0 公園→7 公園) ○協議会を設置し、計画に沿った管理運営を実施している。 ○市民や地域団体などによるイベントが定期的実施される公園がある。 ○モデルとなる公園で市民や地域団体などが維持管理に参画する公園がある。				
スケジュール	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	個別パークマネジメント 計画策定 (7 公園)		計画に沿った管理運営の実施 協議会の設置		

長期未着手都市計画公園の見直し・整備プログラムの策定			公園緑地部、都市計画部		
事業概要	長期にわたり事業に未着手となっている都市計画公園について、ガイドラインに基づき評価を行い、必要に応じて都市計画変更を行うとともに、整備の優先度を総合的に判断し、計画的に整備を行うことを目的とした都市計画公園整備プログラムを策定し、効果的かつ効率的に都市計画公園の整備を推進する。				
達成目標	都市計画公園整備プログラムを策定し整備を推進する。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	ガイドラインに基づく評価・都市計画変更の手続き				
	整備プログラムの検討・策定・整備推進				

民有地における緑化推進			公園緑地部、商工労働部		
事業概要	都市環境の改善に寄与する屋上・壁面・生垣緑化、記念樹配付等の支援を実施するとともに、堺市宅地開発等に関する指導基準や工場立地法に基づく緑化指導や緑地協定制度を促進することにより民有地における緑化を推進します。				
達成目標	「樹木などまちなかの緑の多さ」に対する満足度 70%以上（平成21年度：45.1%）				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜屋上緑化、壁面緑化、生垣緑化、記念樹配付＞				
	実施				
	助成内容等再検討				
	＜堺市宅地開発等に関する指導基準に基づく緑化指導＞				
	緑化指導				
	＜工場立地法に基づく緑化指導＞				
	緑化指導				
	＜緑地協定制度などの活用による緑豊かな住環境の保全＞				
	制度の活用				

風致地区内における開発時の緑化指導			公園緑地部		
事業概要	「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく緑化指導を行い、生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持します。				
達成目標	条例に基づく適正な緑化指導により、快適な都市環境の創出を図る。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	緑化指導				

グリーンカーテン整備事業			学校教育部		
事業概要	○グリーンカーテンの整備をします （原則として1校当たり2教室分） ○ゴーヤ等栽培を通じた環境学習の取組をします。 ・緑化体験学習指導計画の作成 ・緑化体験学習指導計画に基づき栽培記録などの学習活動の実施 ・児童が室内外気温測定・記録を通じたグリーンカーテンによる気温低減効果の検証 ○生育状況や教室気温の低減効果などの情報を学校ホームページや学校便りなどで発信します。				
達成目標	グリーンカーテンを含めた栽培体験学習等、地球温暖化対策の取組をしている小中学校：全校				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	幼稚園・小中学校・支援学校 50校程度で実施				

■ 基本方針 4 とともに緑を育む絆をつくります

堺における緑のまちづくりは、戦災で焦土と化した市街地の復興事業のなかから始められました。挿木や実生（みしょう）による苗木づくりを行い、公園や街路に植えられてきました。

現在においても、公園の愛護活動をはじめ、地域での花飾り活動や森づくり活動などを通じて多くの緑が市民の思いとともに育まれています。

今後とも、市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもと適切に役割分担しながら緑を育み、次代に継承していきます。また、国、大阪府、周辺自治体と連携し緑を育みます。

そのために、緑のまちづくり等を通じて築いてきた市民との「絆」をさらに強めます。

施策 4－1

緑とまちを育む人を育てます

都市緑化センター等において花や緑に関する講習会や展示会を開催するほか、情報発信、普及啓発を進め、緑を育み、次代に継承する人を育てます。



施策 4－2

緑のまちづくり活動を支援します

市民、事業者による緑のまちづくり活動の輪が広がるように、活動等に必要な支援を行います。



施策 4－3

緑のまちづくりを支える仕組みをつくります

基金の財源の確保に取り組むとともに、都市緑化基金事業の見直しと緑の保全基金の活用による基金事業の充実を図ります。

市民や企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画し緑のまちづくりを推進する仕組みをつくります。



緑化マーク

市 民

- 自ら緑を育むことに努めます。
- 緑豊かなまちづくりに事業者、行政と協力して取り組みます。

ともに緑を育む絆

事 業 者

- 事業活動を行う際には、自主的かつ積極的に緑を育むことに努めるとともに、市民、行政と協力して取り組みます。
- 事業活動によって緑が損なわれたときは、自らの責任と負担において緑を創ることに努めます。
- 緑を育むための社会貢献に努めます。

堺 市

- 緑を育むための総合的な施策を策定し、市民、事業者と協働のものと取り組みます。
- 緑を育んでいくために、皆さんの意見を尊重し、皆さんが参画できるよう努めます。
- 国、大阪府、周辺自治体と連携し緑を育んでいきます。

施策4-1 緑とまちを育む人を育てます

【現 況】

- ・市街地、特に民有地の緑化を永続的に推進することを目的に、昭和 58 年に設置した堺市都市緑化基金※により、緑の瓦版などの情報誌を通じた普及啓発、花と緑のまちづくり講座などによる人材育成、花のボランティア活動支援事業やわがまちづくりモデル事業などの緑化活動の支援、緑化・緑地保全活動を促進するためのコンクールの開催と顕彰などの事業を実施しています。

【課 題】

- ・多様な緑のまちづくり活動が一部の市民や事業者の関与にとどまらないように、活動を通じて地域コミュニティ※を醸成させていく必要があります。そのためにも、多様な活動や緑の重要性について情報発信・共有していく必要があります。また、それを次代に継承していく必要があります。

【施策展開の方向性】

都市緑化センター等において花や緑に関する講習会や展示会を開催するほか、ホームページや広報紙による情報発信、顕彰制度の充実等による普及啓発を進め、緑を育み、次代に継承する人を育てます。

【主な事業】

◇人材づくりの充実

- ・人材の発掘・育成
- ・人材の登録・活用
- ・堺エコロジー大学との連携

◇普及啓発の充実

- ・堺市都市緑化センター運営事業
- ・堺自然ふれあいの森運営事業
- ・緑の普及啓発

◇顕彰制度の充実



環境学習（堺自然ふれあいの森）



講習会（堺市都市緑化センター）

【事業シート（後期）】

人材づくりの充実		公園緑地部、環境都市推進部				
事業概要	○人材の発掘・育成 花と緑のまちづくりを担う人材育成や里山保全ボランティア養成講座などを通じて、市域や地域における緑化や緑地保全活動に取り組む人材を発掘、育成します。 ○人材の登録・活用 緑のまちづくり活動に取り組む人材の登録、活用制度（（仮称）緑づくり人材バンク）を検討します。 ○堺エコロジー大学との連携 堺エコロジー大学と連携し、緑のまちづくり活動を行う人材の育成をします。					
達成目標	○緑地保全活動に取り組む人材を発掘・育成している。 ○堺エコロジー大学と連携し、市民の環境意識の向上を図る。					
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
	花と緑のまちづくり講座（25年度で一旦廃止）・里山保全ボランティア講座の開催					
	制度検討・運用					
	堺エコロジー大学との連携					

普及啓発の充実			公園緑地部		
事業概要	○都市緑化センター運営事業 ・指定管理者制度を活用し、都市緑化の情報発信、都市緑化植物園として、魅力的な展示や講習会等を行います。 ○自然ふれあいの森運営事業 ・指定管理者制度を活用し、豊かな自然環境の残された里山において、「森の学校」をテーマに遊び・農・学習・食・散策など人と里山との関わり方を模索するイベントや講習会等を行い、緑地保全の普及啓発を行います。 ○緑の普及啓発 ・市民活動や企業の CSR※活動と連携した緑の普及啓発 ・インターネットのホームページや広報活動等により、緑の保全や緑化に取り組む市民活動や企業の CSR 活動を発信し、緑の普及啓発を行います。				
達成目標	○堺市都市緑化センター利用者（イベント等）満足度 80% ○堺市自然ふれあいの森の利用者（イベント等）満足度 80% ○市ホームページ（公園緑地）の年間アクセス数 40 万件				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜都市緑化センター、自然ふれあいの森＞				
	指定管理者による管理・運営				
	＜緑の普及啓発＞				
	ホームページの更新等広報活動の充実				

※ Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。

顕彰制度の充実			公園緑地部		
事業概要	緑のまちづくり活動やその他緑の保全と創出について功績のあった個人、団体及び事業者を表彰します。				
達成目標	○都市緑化基金と緑の保全基金への寄付拡大 ○功績者表彰の対象者の拡大				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	顕彰制度の運用と対象者の拡大				

施策4-2 緑のまちづくり活動を支援します

【現 況】

- ・公園では、昭和 37 年に児童公園指導委員会を前身として発足した制度が、現在においても、公園愛護会※（愛護委員約 1100 人）として、公園の見守りや清掃、除草等の活動を実施しています。
- ・市民ボランティアなどによる地域まちづくり活動の一環として、公園区域ではパートナーシップ花壇※制度を活用し花壇づくりを行っているほか、道路区域（アドプトロード制度）や河川区域（美化活動）においても様々な活動が行われています。
- ・市街地、特に民有地の緑化を永続的に推進することを目的に、花のボランティア活動支援事業やわがまちづくりモデル事業などの緑化活動の支援、市民と事業者の交流と連携を図る花と緑のまちづくり交流会の運営などの事業を実施しています。
- ・各区においては堺市区民まちづくり基金を活用した緑に関するまちづくり活動が、それぞれの地域の特徴を活かして展開されています。
堺区：堺区花と緑のまちなみコンクール／中区：中区花いっぱい魅力創造まちづくり事業／南区：みなみ花咲くまちづくり推進事業

【課 題】

- ・市民、事業者、行政が協働のもとに、それぞれが役割分担し、目標を共有し緑のまちづくり活動を進める必要があります。

【施策展開の方向性】

市民、事業者による緑のまちづくり活動の輪が広がるような支援、また、自立に向けた活動団体に支援を行います。

【主な事業】

◇公園における市民活動への支援

- ・ 緑のまちづくり活動団体認定制度の活用
- ・ 公園における愛護活動への支援
- ・ 公園における市民活動への支援
- ・ 持続可能な活動への支援

◇公共的空間における緑のまちづくり活動への支援等

- ・ 花と緑の市民協働事業への支援
- ・ 緑のまちづくり活動への支援
- ・ 企業の参画による緑のまちづくりの推進
- ・ 持続可能な活動への支援

◇区民まちづくり基金活用事業



公園における愛護活動



花飾り（花のボランティア活動）

【事業シート（後期）】

公園における市民活動への支援			公園緑地部		
事業概要	○緑のまちづくり活動団体認定制度の活用 緑地の保全・回復、緑化推進を行う市民を緑のまちづくり活動団体として認定し、自主的かつ継続的に緑のまちづくり活動が実践されるように促します。				
	○公園における愛護活動への支援 市民による公園の清掃や除草など、公園管理における愛護活動を支援します。				
	○公園における市民活動への支援 大仙公園における平成の森づくり活動や堺自然ふれあいの森における里山公園づくりなど、公園における市民活動への支援を行います。				
	○持続可能な活動への支援 市民が自発的に活動できるよう、情報提供をはじめとする自立支援を行います。				
達成目標	○市民活動を行う団体の拡大（緑化資材等を支援した団体数 平成 28 年度 62 団体→72 団体） ○愛護会活動について広く多様な市民が参加できる仕組みが構築でき、持続可能な愛護会制度となっている。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	支援及び活動団体の拡大				
	＜公園における愛護活動への支援＞				
	現行制度の 課題整理	新たな愛護会制度モデルの検討・実施			新たな制度 の運用

公共的空間における緑のまちづくり活動への支援等			公園緑地部		
事業概要	○花と緑の市民協働事業への支援 市民の花と緑の地域緑化活動のサポート及び市民協働事業を支援します。				
	○緑のまちづくり活動への支援 公共施設や道路に面したオープンスペース等の公共的空間において市民が取り組む緑のまちづくり活動への支援を行います。				
達成目標	○企業の参画による緑のまちづくりの推進 CSR 活動（社会貢献活動）を行う企業と連携・参画し、主要な駅前の花壇の維持管理など、緑のまちづくり活動を進めます。				
	○持続可能な活動への支援 市民が自発的に活動できるよう、情報提供をはじめとする自立支援を行います。				
スケジュール	○市民活動を行う団体の拡大（緑化資材等を支援した団体数 平成 28 年度 62 団体→72 団体）				
	○CSR 活動に取り組む企業と連携・参画した緑のまちづくり活動の実績がある。				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	技術・資材支援の実施				
	CSR 活動を行う企業と連携・参画した緑のまちづくり活動				

区民まちづくり基金活用事業			堺区役所、中区役所、南区役所、北区役所		
事業概要	区民まちづくり基金を活用した緑に関するまちづくり活動をそれぞれの地域の特徴を活かして展開します。				
達成目標	（堺区）住民による花と緑による潤いのある生活環境づくりを支援し、区の特色ある美しいまちづくりに寄与する。 （中区）花いっぱいのまち” 中区 “をめざし、圃場で育てた花苗を地域や公園等に配布・花植えすることにより地域コミュニティを生み出す。 （南区）環境美化の促進と環境教育の推進、住民の交流と連帯意識の高揚まちづくりへの住民参加とボランティア育成、生きがいと心の豊かさの実感 （北区）人の心とまちに潤いを与える花や緑を増やす。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜堺区：花と緑のまちなみコンクール＞				
	花と緑のまちなみコンクール・顕彰部門	事業の見直し			
	＜中区：花いっぱい魅力創造まちづくり事業＞				
	花いっぱい活動の継続				
	事業の検証・見直し・改善				
	＜南区：みなみ花咲くまちづくり推進事業＞				
	事業の検証・推進				
	＜北区：花や緑を増やす取り組みを進める事業＞				
	事業実施・検証				

施策4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります

【現 況】

- ・ 堺市都市緑化基金は、現在、基金を取り崩し事業を展開している状況で、平成14年度末に最大約5億9千万円あった積立金は平成28年度末において約2億9千万円となっています。
- ・ ふるさとに残された里地里山の緑やまちの緑を、次代に継承していくために、市民、事業者、行政の協働による緑の保全を推進するため、平成22年6月に「堺市緑の保全基金※」を設置しました。現在（平成28年度末）の積立額は、約2,030万円となっています。

【課 題】

- ・ 市民協働による緑のまちづくり活動は地域の特徴を活かした、自主的な取組として展開されていますが、活動者の高齢化などの問題を抱えており、新たな参加者の確保、活動に対する支援など、継続的に活動ができる仕組みをつくる必要があります。
- ・ 緑のまちづくり活動に参加したいという市民、事業者等の意欲の高まりを、各地域の公園や街路樹、公共施設などで役立ててもらう活動のための場づくりや市民活動団体と事業者とのマッチングをする必要があります。
- ・ 都市緑化基金事業を継続するために、基金の財源の確保と事業の目的を明確にし、効率化と重点化を図る必要があります。
- ・ 緑の保全活動に必要な支援を堺市緑の保全基金を通じて行うとともに、基金の原資拡充に努める必要があります。そのため、緑地の価値や魅力、保全の必要性を広く市内外に発信、普及啓発する必要があります。

【施策展開の方向性】

基金の財源の確保に取り組むとともに、都市緑化基金事業の見直しと緑の保全基金の活用による基金事業の充実を図ります。

市民や企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画し緑のまちづくりを推進する仕組みをつくります。

【主な事業】

◇基金事業の充実と財源の確保

- ・ 都市緑化基金事業の見直し
- ・ 緑の保全基金の活用
- ・ 基金の財源の確保

◇多様な主体による緑のまちづくりの推進

【事業シート（後期）】

基金事業の充実と財源の確保			公園緑地部		
事業概要	○都市緑化基金事業の見直し 地域の緑のまちづくりの資金となる堺市都市緑化基金を活用した、緑化事業を段階的に見直し、質の高い緑化活動を推進します。 ○緑の保全基金の活用 堺市緑の保全基金を活用し、緑地保全活動に取り組む活動者への支援を行います。 ○基金の財源の確保 緑の保全基金や都市緑化基金について、ふるさと納税や募金活動、企業 CSR 活動との連携により、市民、企業の支援を得て基金の増資に努めます。また、より多くの市民、企業への効果的な PR に努めます。				
達成目標	基金への寄付の増資				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	＜都市緑化基金事業の見直し＞				
	段階的な事業の見直しと質の高い緑化活動の推進				
	＜緑の保全基金の活用＞				
	・ 緑地保全に取り組む活動者への支援 ・ 敷地外緑地制度の運用				
	＜財源の確保＞				
	ふるさと納税・募金活動・企業 CSR 活動との連携など				

多様な主体による緑のまちづくりの推進			公園緑地部		
事業概要	○市民、企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画した緑のまちづくりを推進します。 ・市と大学との共同研究 ・市による積極的な市民や企業への情報提供、情報共有を図り多様な主体が緑のまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。 ・緑地保全・緑化推進法人制度の活用により、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化を推進します。				
達成目標	緑のまちづくりについて多様な主体が連携・参画した実績がある。				
スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	企業、大学との連携、参画				
	情報提供、情報共有の場と機会の提供等				

第5章 計画の推進に向けて

1. 重点的な緑の保全と創出について

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要な応じて定める事項の一つで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

本市では、緑の将来像を実現するにあたり、特に市民・事業者・行政が連携して緑を育む必要がある地区、また緑のまちづくりに関するモデル的な取組を行う地区として、緑化重点地区を次のとおり定めます。

エリア名	エリアの方向性
百舌鳥野エリア	世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 26～31)
環濠都心エリア	水と緑が映える風格と活力あるまちをつくるため、既存の都市施設を活かした緑づくりや堺旧港と周辺緑地の整備、活用などにより環濠都心エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 32～36)
臨海エリア	人と海、人と自然がふれあい、環境との共生が実感できる場づくりをめざし、共生の森づくりや堺浜における親水レクリエーション空間の形成などにより、人工干潟等の生物生息空間の形成、臨海エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 41～44)
大和川エリア	大和川の広大な水辺空間を活かした水と緑のネットワークの形成を図るため、緑道などの連続性のある緑地の確保や自然とのふれあいを通じて学習・交流ができる空間の確保などにより大和川エリアの緑を育みます。
泉北ニュータウンエリア	既存の緑の活用や緑道の魅力向上、公園の再整備などを進めることにより、泉北ニュータウン全体と駅周辺における都市的利便性と豊かな自然環境が共存する魅力を創造・継承します。 (緑のシンボルエリア参照 P. 45～48)

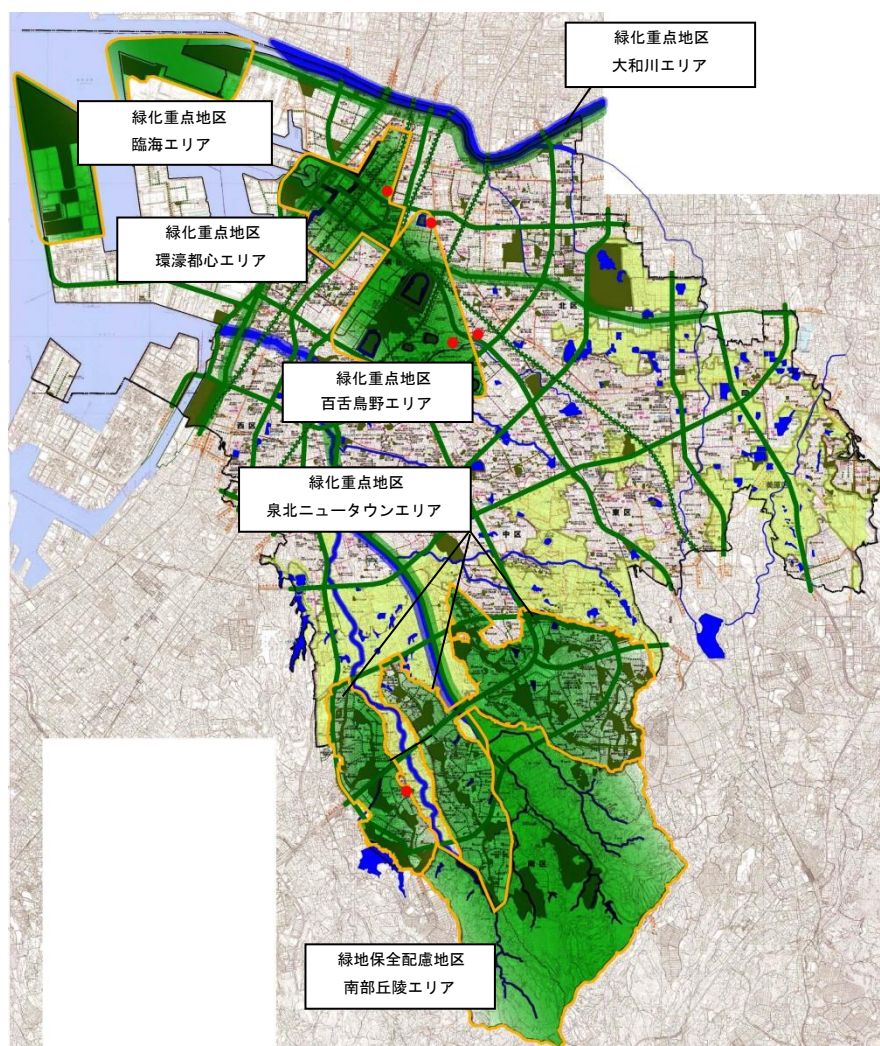
(2) 緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要な応じて定める事項の一つで、「緑地保全地域※及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

南部丘陵エリアは、緑のシンボルエリアとして、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境を保全、活用した新しいレクリエーションづくりを進めるとともに、人との関わりで育まれてきた里地里山の多様な景観をこれからも守ることができるような仕組みをつくると位置付けています。

このようななか、本市では南部丘陵エリアを緑地保全配慮地区に定めます。

エリア名	エリアの方向性
南部丘陵エリア	持続可能な里地里山環境を育み、次代に継承するため、法令に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境の保全・活用により、南部丘陵エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 39～42)



図ー4 緑化重点地区と緑地保全配慮地区の位置図

■ 2. マネジメントサイクルの推進

基本方針に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進していくため、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなる PDCA マネジメントサイクル※による進行管理を行います。

また、5 年ごとに施策や事業の実施状況の評価・改善を行い、その結果を必要に応じて計画に反映させます。

○緑の基本計画の改定（PLAN）

- ・ 緑の将来像の実現、緑の確保目標を達成するために、基本方針に基づく施策、施策を実行するうえでの事業を位置付け、そのうち 5 年間で取り組む主な事業について、事業シートを作成します。

○施策の実行（DO）

- ・ 事業シートによる 5 年間の事業スケジュールにより、緑の確保目標を支える事業を進めます。事業の推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携します。

○進行管理・評価・公表（CHECK）

- ・ 本計画の進行にあたっては、毎年、事業シートに基づき進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・ 堺市緑の保全と創出に関する条例第 8 条 3 項の規定により、毎年、緑の政策審議会に進捗状況等を報告するとともに事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。
- ・ 庁内関係部署により構成される緑の基本計画推進庁内委員会を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築やそのための情報交換を進めます。
- ・ 公表については、インターネットの「ホームページ」などの情報媒体を活用し、広く周知します。

○改善（ACTION）

- ・ 緑の政策審議会による意見を参考として、5 年ごとに事業の効果を点検します。また、10 年後にこの間の施策進行や評価を総合的に整理し、緑の政策審議会に報告したうえで、基本方針を支える施策等について点検し、必要に応じて見直します。
- ・ 市民、事業者との協働を基本として策定した緑の基本計画は、その進行状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。こうしたことから、次回改定する際にもパブリックコメントなどを通じて市民意見を把握します。

PDCA マネジメントサイクル※（イメージ図）



■ 1. 緑の現況

(1) 緑の現況

- ・平成 20 年現在の本市の緑の現況は、樹木・樹林地の面積が市域面積の 15.4%、草地・農地が 14.0%、また、裸地・水面等が 15.0%で、その合計は 44.4%となっています。
- ・みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月大阪府策定）では、樹木・樹林地及び草地による緑被率の目標値を 20%と掲げています。本市における、樹木・樹林地及び草地の面積は市域面積の 19.6%となっており、目標を概ね達成しています。
- ・樹木・樹林地による緑被地のなかでは、クヌギ・コナラなどの二次林が最も広い面積を有しており、住宅地の樹林地、都市公園などの樹林地がそれに次ぐ面積を有しています。
- ・市域南部の南部丘陵に自然林・雑木林などが集中し、南区や美原区の住宅地に樹木・樹林地が広がっています。
- ・市域北部では、仁徳天皇陵古墳から履中天皇陵古墳にかけての大仙公園一帯や大泉緑地に、古墳や都市公園などの樹木・樹林地が分布しています。
- ・美原区北部から南区にかけては、田畑とため池が分布しているほか、樹園地が南区や美原区の丘陵部に分布しています。
- ・市域中部から都心・周辺市街地にかけては緑被地が少ないですが、臨海部では、共生の森や海とのふれあい広場など広大な緑地が芽生えつつあります。
- ・緑被面積の推移をみると、樹木・樹林地は増加傾向、草地と水面・水辺はほぼ横ばい、裸地・空地と農地は減少傾向にあり、全体としても減少傾向にあります。
- ・区域別の緑被状況を見ると、樹木・樹林地による緑被率は、南区が 32.4%と最も大きく、他の区との格差が約 3 倍となっています。
- ・草地・農地、裸地・水面を含めた緑被率も南区が 64.2%と最も大きく、美原区の 50.7%がそれに続き、他の区は概ね 35~40%程度で、堺区は 29.0%と最も小さくなっています。
- ・草地・農地の比率が美原区では特に大きく、堺区では特に小さくなっています。
- ・緑被状況を面積で見ると、南区は樹木・樹林地が 1,309ha と市全体（2,310ha）の過半を占め、草地・農地でも 816ha と市全体（2,099ha）の 40%近くを占めています。
- ・東区では農地がほぼ全域に分布していますが、樹木・樹林地は最も少なくなっています。

表-6 緑の区分別の面積

区 分	面積 (ha)	市域に対する割合 (%)
樹木・樹林地	2,310.0	15.4
草地	636.8	4.2
農地	1,462.6	9.8
裸地・空地	1,676.8	11.2
水面	565.9	3.8
合 計	6,652.1	44.4

出典：緑の現況調査（平成20年）より

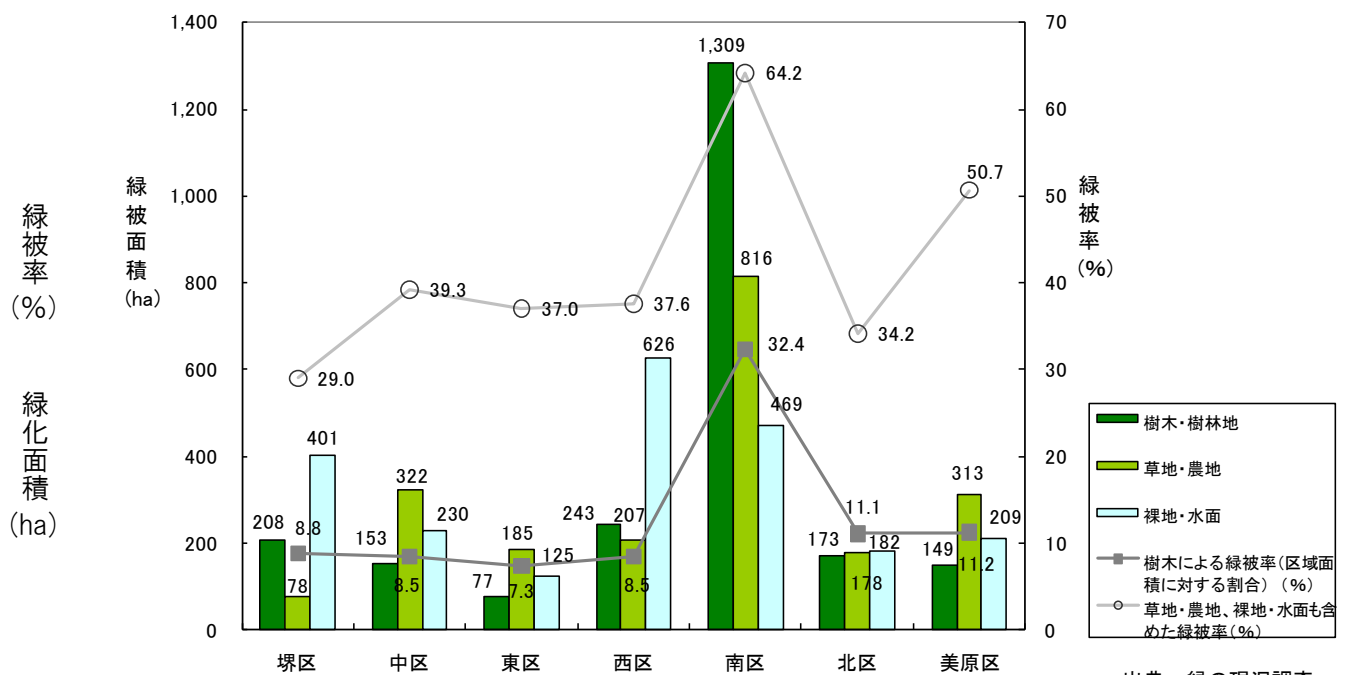


図-5 緑の区分ごとの緑被面積と緑被率

出典：緑の現況調査

(平成20年)より



出典：各年度とも

緑の現況調査より

図-6 緑被面積の推移



市界
区界

計画機関：堺市
撮影機関：アジア航測株式会社
撮影日：平成20年8月11日～12日

図一7 現況写真（平成20年8月）

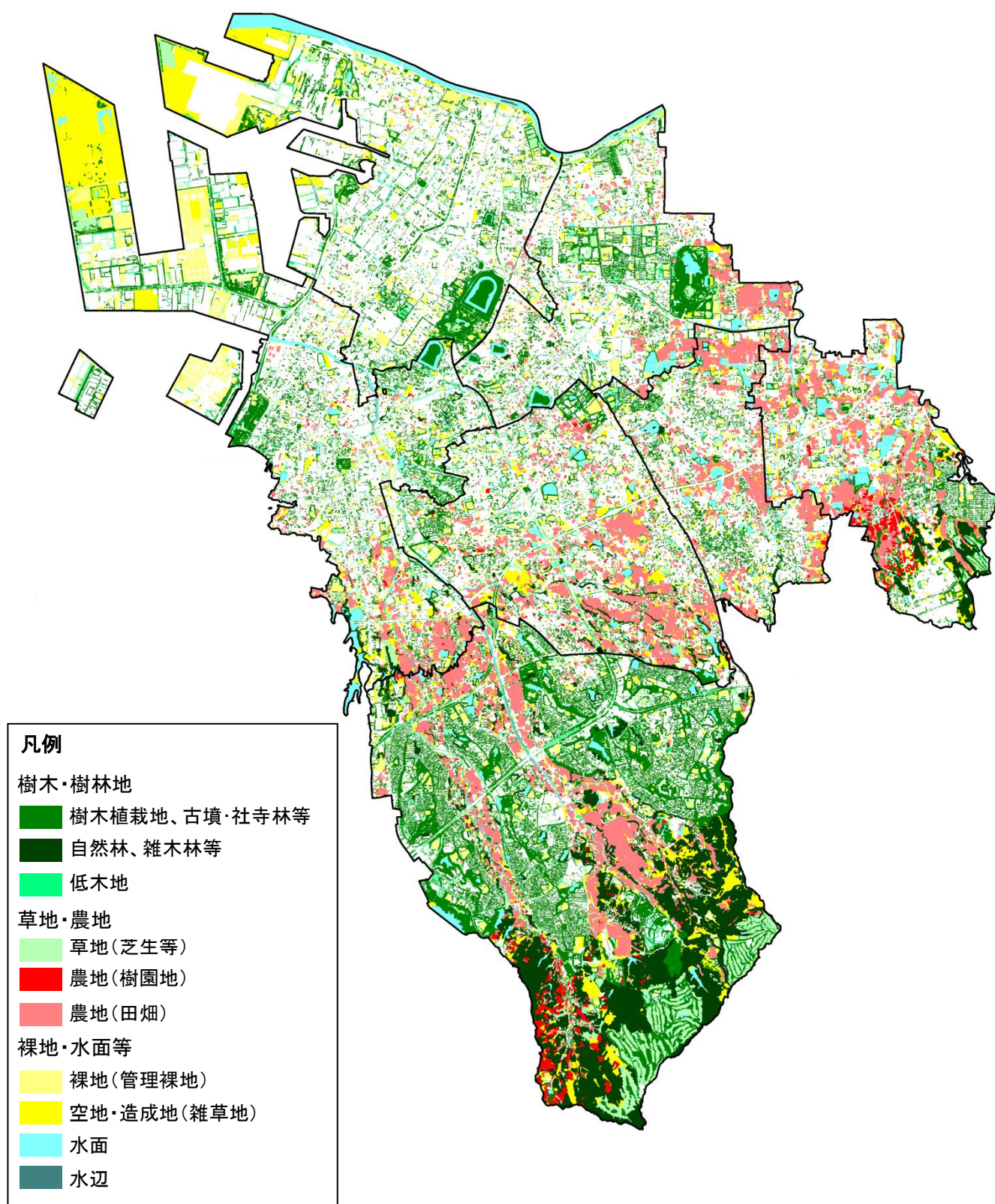


図-8 緑の現況図 (平成 20 年 8 月)

(2) 都市公園の現況

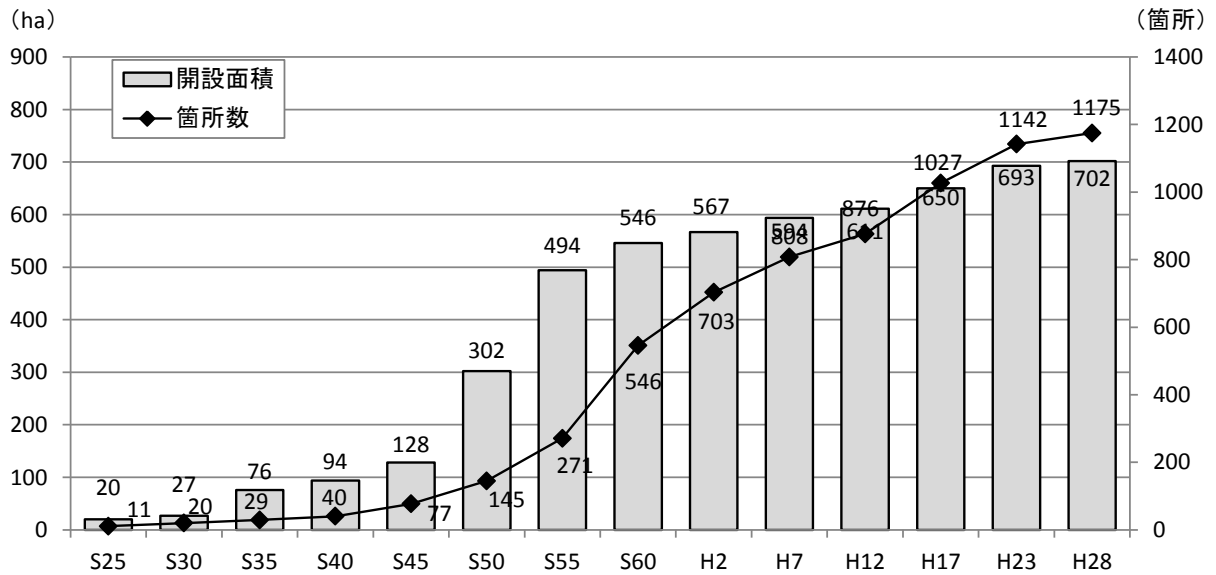
- ・都市公園は、1,175箇所、面積約702ha（平成28年度末）で市民一人当たりの面積は約8.4㎡となっています。
- ・本市の都市公園面積は、大規模な2箇所の府営公園（約140ha）と泉北ニュータウンの都市公園（約300ha）に負うところが大きく、区域によって偏りがあります。
- ・戦災後に仁徳天皇陵古墳・履中天皇陵古墳の深い緑と一体となって堺の未来を育み、市民の心のよりどころとなる公園として計画（計画面積81.1ha）した本市のシンボルパーク大仙公園は、昭和38年から事業に着手し、芝生広場や都市緑化植物園、平成の森づくりを行うなど着実に整備を推進しており、現在37.30haを開設（開設率約46%）しています。
- ・地域の拠点であり広域避難地の機能を有する公園として、現在、原池公園及び天神公園の整備を推進しています。
- ・地域に親しまれる身近な公園として、南八下西公園、土塔町公園、深井北町公園、鳳公園などの住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の着実な整備を行ってきました。
- ・都市公園の安全・安心・快適を確保するため、地域住民とのワークショップ形式による公園のリニューアルや園路、トイレのバリアフリー化を推進するなど順次再整備に取り組んでいます。
- ・公園の防災機能を充実するため開設済みの広域避難地及び一次避難地の機能を有する都市公園において、防災トイレの整備を推進しています。

表ー7 都市公園の開設面積等（平成28年度末）

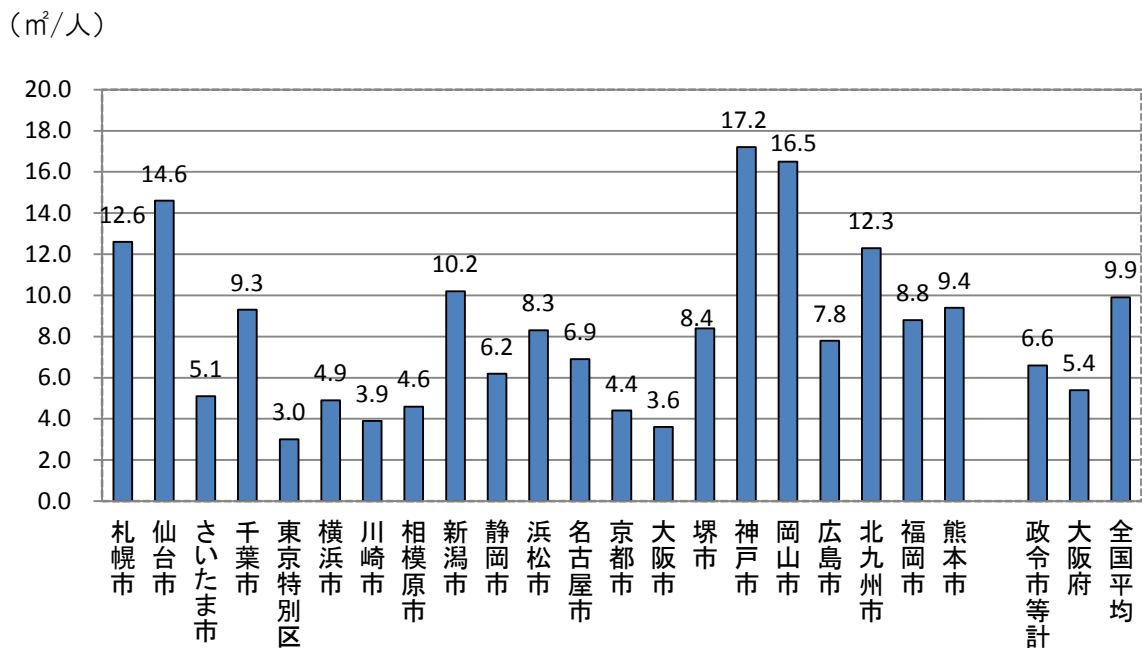
区域	住区基幹公園			都市基幹公園			その他 ^{注1}			合計			開設率 ^{注2}
	箇所	面積 ha	一人 当たり 面積 ㎡/人	箇所	面積 ha	一人 当たり 面積 ㎡/人	箇所	面積 ha	一人 当たり 面積 ㎡/人	箇所	面積 ha	一人 当たり 面積 ㎡/人	%
堺区	122	26.87	1.8	2	52.83	3.6	3	8.02	0.5	127	87.72	5.9	63
中区	243	22.24	1.8	1	7.41	0.6	9	1.09	0.1	253	30.74	2.5	43
東区	125	8.45	1.0	1	9.00	1.1	1	0.68	0.1	127	18.13	2.1	39
西区	204	25.60	1.9	0	0.77	0.1	3	41.76	3.1	207	68.13	5.0	31
南区	216	104.51	7.1	2	30.47	2.1	23	199.79	13.6	241	334.77	22.8	91
北区	129	21.21	1.3	1	17.71	1.1	3	102.15	6.4	133	141.07	8.9	61
美原区	79	11.19	2.9	1	1.97	0.5	10	8.62	2.2	90	21.78	5.5	36
市域全体	1,118	220.07	2.6	8	120.16	1.4	52	362.11	4.3	1,178	702.34	8.4	71

注1 その他：住区基幹公園、都市基幹公園以外の都市公園（特殊公園、都市林、緑道など）

注2 開設率：都市計画公園の計画面積のうち開設している面積の割合



図－9 都市公園面積と箇所数の推移



図－10 政令指定都市等における一人当たりの都市公園面積(平成 27 年度末現在)

2. 緑と市民意識

全体的な環境に対する市民の意識は、二酸化炭素の排出やヒートアイランド現象、自然環境などに対する意識が高まる傾向にあります。そのなかで、公園や緑の質や量の充実、道路や河川・水辺の整備や、雑木林などの自然環境の保全などを通じて、潤いのある生活環境を求める傾向が見られます。また、緑化や緑地保全などに自ら活動に参加する意欲を抱いている市民も多く、活動の支援や活動の場などの整備やその情報が求められています。

出典A：「環境意識調査」（堺市 平成19年11月実施）

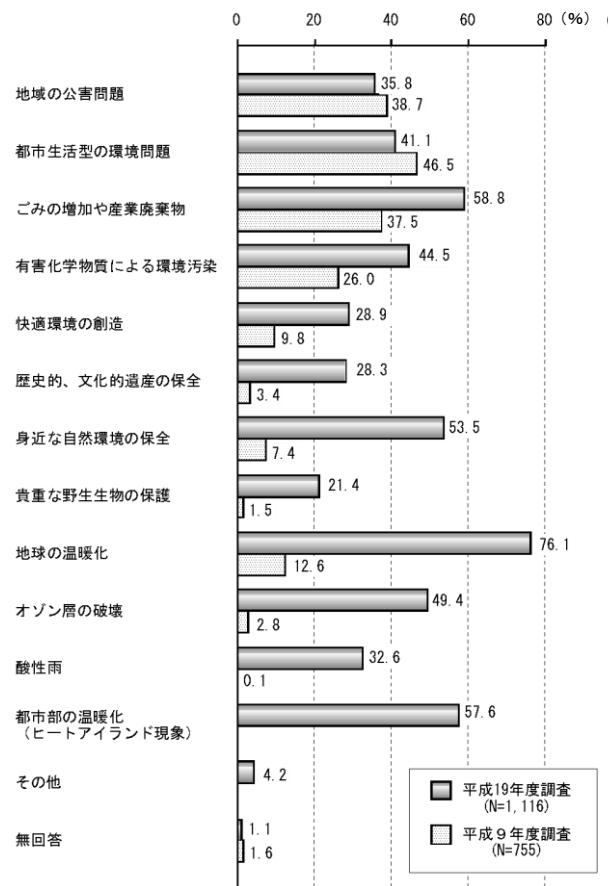
出典B：「平成21年度市民意識調査報告書」（堺市 平成21年7月実施、回答者数N=5,224）

（1）市民の環境や緑に対する意識

『関心のある環境問題』では、「地球の温暖化」に最も多くの人々が回答しています。

平成19年度の結果を平成9年度と比較すると、「ごみの増加や産業廃棄物」など都市公害に関する項目にくらべて、「地球の温暖化」など、地球環境に関する項目を回答した人が大幅に増加しているのが特徴です。広報や報道により、二酸化炭素の排出やヒートアイランド現象の問題が市民に浸透しつつある状況がうかがえます。

同様に、「身近な自然環境の保全」など自然環境に関する項目や、「歴史的、文化的遺産の保全」、「快適環境の保全」など生活環境や文化的環境に関する項目をあげる回答も大幅に増えており、自然や歴史などとともに、身近な環境への意識が高まっている傾向がみられます。



図－11 関心のある環境問題（出典A）

(2) まちなかの緑への満足度と緑の分布

各区域でまちなかの緑の満足度を見てみると、南区で80%以上と市民は概ね満足していると見られますが、他の区域では、50%以下と満足度は低い傾向にあります。さらに詳細に分析してみると、美原区の南東部、仁徳天皇陵古墳・大仙公園、大泉緑地、金岡公園周辺地域などにおいて満足度が高い傾向があります。以上のことから、満足度は樹木・樹林地による緑被率と関係が深いことがうかがえます。

また、過去の市民意識調査結果と比較すると樹木などのまちなかの緑の多さに満足する市民は平成17年から増加傾向にあるものの、南区を除いて満足度は高いとは言えません。市民の身近な環境への関心が高まるなか、緑に対する市民の要求度は大きくなっていることが分かります。

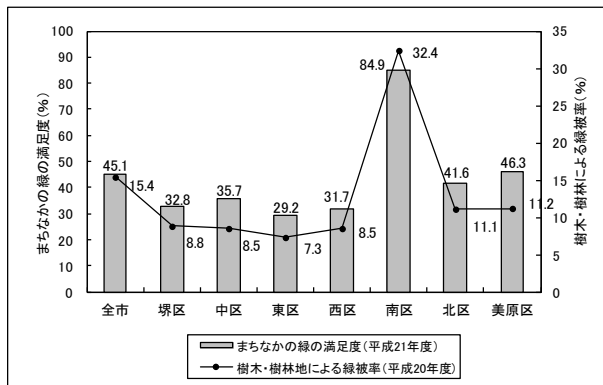


図-12 まちなかの緑の満足度と樹木・樹林地による緑被率（出典B）

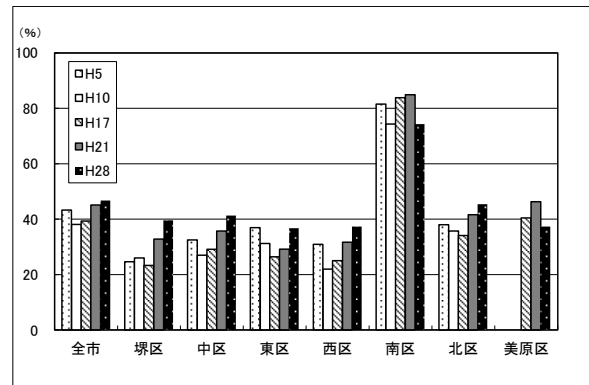


図-13 樹木などのまちなかの緑の多さに対する満足度の推移（出典B）

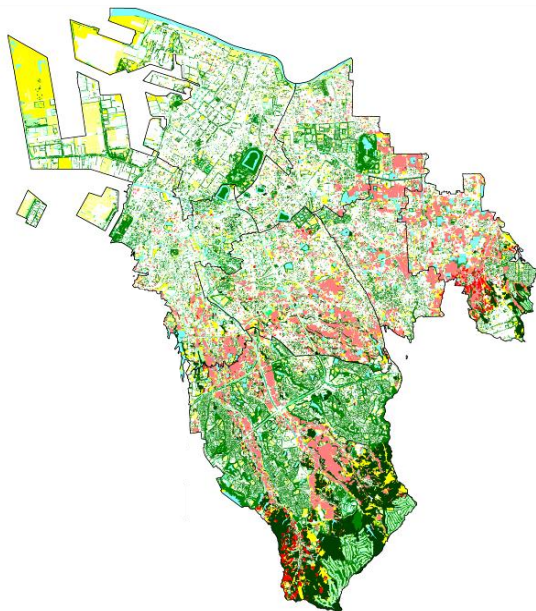


図-14 緑の現況図（平成20年8月）

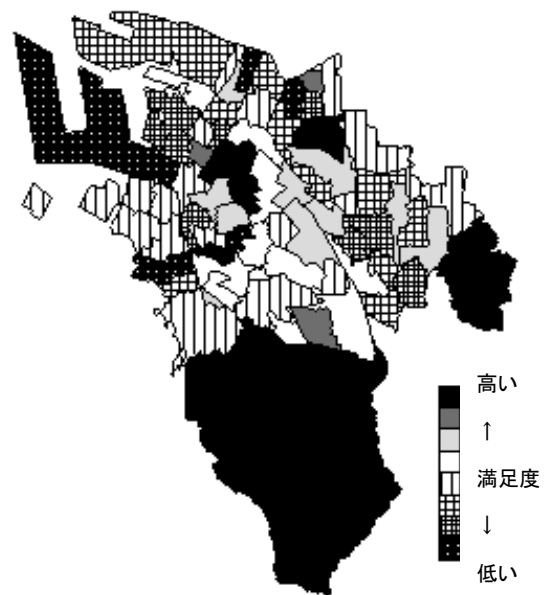


図-15 樹木などのまちなかの緑の多さに対する満足度の分布（平成21年）（出典B）

3. 本計画の策定経過

(1) 策定経過

表-8 策定経過

年月日	経緯
平成 13 年 5 月	緑の基本計画策定
平成 15 年 8 月	緑の基本計画一部改定
平成 18 年 8 月	緑の基本計画推進プラン（短期実施計画：平成 15～18 年度）策定
平成 22 年 8 月	緑の基本計画推進プラン（短期実施計画：平成 18～21 年度）策定
平成 25 年 3 月	緑の基本計画推進プラン（短期実施計画：平成 22～25 年度）策定
	緑の基本計画改定

(2) 附属機関の取組

本計画の改定は、市長の附属機関である堺市緑の政策審議会に諮問し、改定に関する事項について意見を諮りながら行いました。

表-9 堺市緑の政策審議会委員

平成 29 年 7 月 3 日現在

役職名	氏名	所属団体及び職名	備考
会長	増田 昇	学識経験者	大阪府立大学・名誉教授
副会長	藤原 宣夫	学識経験者	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科・教授
委員	井原 縁	学識経験者	奈良県立大学地域創造学部・准教授
委員	加我 宏之	学識経験者	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科・教授
委員	嘉名 光市	学識経験者	大阪市立大学大学院工学研究科・教授
委員	寺田 友子	学識経験者	桃山学院大学・名誉教授
委員	藤田 香	学識経験者	近畿大学総合社会学部・教授
委員	西田 浩延	市議会議員	堺市議会・議員
委員	西 哲史	市議会議員	堺市議会・議員
委員	森口 巖	市長が適当と認める者	堺市自治連合協議会・会長
委員	池田 正規	市長が適当と認める者	堺市公園愛護会・幹事
委員	大町 むら子	市長が適当と認める者	堺市女性団体協議会・副委員長
委員	寺川 裕子	市長が適当と認める者	NPO法人共生の森・副理事長
委員	湯川 まゆみ	市長が適当と認める者	特定非営利活動法人SEIN・代表理事

表-10 堺市緑の政策審議会の策定経過

	開催年月日	内容
平成 29 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 29 年 3 月 28 日	緑の基本計画の一部改定について （諮問）
平成 29 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会	平成 29 年 10 月 13 日	緑の基本計画の一部改定について
平成 29 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 29 年 11 月 21 日	緑の基本計画の一部改定について （答申）

（３）庁内の取組

本計画の改定は、基本計画の見直し及び新たな基本計画の案の策定に関する事項について、庁内組織である「堺市緑の基本計画推進庁内委員会」に諮りながら行いました。

表-11 堺市緑の基本計画推進庁内委員会委員及び同幹事 平成 29 年 7 月 9 日現在

局 名	委 員	幹 事
建設局	建設局長（委員長）	公園緑地部長（幹事長）
	公園緑地部長（副委員長）	公園緑地整備課長（副幹事長）
		公園監理課長
	土木部長	土木監理課長
		河川水路課長
	道路部長	道路計画課長
市長公室	企画部長	政策企画担当課長
文化観光局	スポーツ部長	スポーツ施設課長
	文化部長	文化財課長
環境局	環境都市推進部長	環境政策課長
	環境保全部長	環境共生課長
産業振興局	商工労働部長	産業政策課参事（企業投資促進・港湾担当）
	農政部長	農水産課長
建築都市局	都市計画部長	都市計画課長
	都市再生部長	臨海整備課長
	開発調整部長	宅地安全課長

表-12 堺市緑の基本計画推進庁内委員会及び同幹事会の開催経過

会議名	開催日時	内 容
平成 28 年度第 2 回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成 29 年 2 月 21 日	堺市緑の基本計画一部改定について
平成 28 年度第 1 回堺市緑の基本計画推進庁内委員会	平成 29 年 2 月 27 日	堺市緑の基本計画一部改定について
平成 29 年度第 1 回堺市緑の基本計画推進庁内委員会（幹事合同）	平成 29 年 11 月 7 日	堺市緑の基本計画一部改定について

4. 事業一覧

基本方針	施策	事業	担当部署
緑のシンボルエリアを育みます 堺らしさを象徴する	1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます	①世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備	公園緑地部
		②大仙公園の魅力向上に向けた管理運営	公園緑地部
		③百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用	文化部、公園緑地部
		④仁徳天皇陵水環境改善整備事業	土木部
		⑤緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成	都市計画部
	1-2 環濠都心エリアの緑を育みます	①堺旧港と周辺緑地・公園の整備と大浜体育館建替え（武道館併設）	都市再生部、スポーツ部 公園緑地部
		②都心地域のまちづくりに寄与する緑化推進	都市再生部、公園緑地部
		③環濠都市堺の再生事業	企画部
		④翁橋公園の整備	公園緑地部
	1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます	①緑地保全の推進	公園緑地部
		②農空間の保全・活用【再掲】	農政部
		③公園墓地事業の推進	公園緑地部
	1-4 臨海エリアの緑を育みます	①魅力あるウォーターフロントの形成	都市再生部
		②堺第7-3区における共生の森づくり	環境都市推進部
	1-5 泉北ニュータウンエリアの緑を育みます	①泉ヶ丘駅周辺における都市公園の整備	公園緑地部
		②原山公園再整備運営事業	公園緑地部
		③泉北ニュータウンにおける緑道の魅力向上	公園緑地部、南区役所
緑の骨格を育みます 堺を支える	2-1 拠点となる緑を育みます	①地域の拠点となる都市公園の整備	公園緑地部、用地部
		②大規模な都市公園のパークマネジメント	公園緑地部
		③百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用【再掲】	文化部、公園緑地部
		④親水コミュニティ活動支援事業	農政部
	2-2 軸となる緑を育みます	①環濠都市堺の再生事業【再掲】	企画部
身近なまちの緑を育みます	3-1 身近な緑の保全を進めます	①大和川周辺における水と緑を活かした空間づくり	公園緑地部
		②身近な樹木・樹林の保全	公園緑地部
		③農空間の保全・活用	農政部
	3-2 身近な緑の創出を進めます	③生物多様性保全推進事業	環境保全部
		①身近な都市公園の整備	公園緑地部
		②安全・安心・快適な公園づくり	公園緑地部
		③小規模な都市公園のパークマネジメント	公園緑地部
		④長期未着手都市計画公園の見直し・整備プログラムの策定	公園緑地部、都市計画部
		⑤民有地における緑化推進	公園緑地部、商工労働部
		⑥風致地区内における開発時の緑化指導	公園緑地部
		⑦グリーンカーテン整備事業	学校教育部
ともに緑を育む絆をつくります	4-1 緑とまちを育む人を育てます	①人材づくりの充実	公園緑地部 環境都市推進部
		②普及啓発の充実	公園緑地部
		③顕彰制度の充実	公園緑地部
	4-2 緑のまちづくり活動を支援します	①公園における市民活動への支援	公園緑地部
		②公共的空間における緑のまちづくり活動への支援等	公園緑地部
		③区民まちづくり基金活用事業	各区役所
	4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります	①基金事業の充実と財源の確保	公園緑地部
		②多様な主体による緑のまちづくりの推進	公園緑地部

5. 用語一覧

あ行		掲載ページ
一次避難地	地震や火災が発生した時に、住民が一次的に避難できるオープンスペース。大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。	66、91
エコロジカルネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりとを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。	4、14、56
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。	21、22、53
NPO	Nonprofit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。	41、44、45
NPO 法人	特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより法人格を得た団体。	22、37、54、67、95
オープンスペース	余地。空き地。	1、19、56、66、78
屋上緑化	建物の屋上に樹木・草花・芝生等を植栽すること。	65、68

か行		掲載ページ
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園。	21、64、65、91
環境モデル都市	低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組に挑戦する都市として、国から認定された都市（平成 23 年 1 月末時点で、本市を含めて 13 都市が認定）。	7
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生減地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	21
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。	21、64、91
グリーンカーテン	アサガオやゴーヤ、ヘチマのようなツルが何かに巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて緑化を行うもの。日射を遮り室内の温度を低減し、都市の省電力化に資するほか風通しがよく目隠しともなるため、窓をあけて室内の快適性を向上させることも期待できる。	64、65、69、97

広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。	21
広域避難地	大地震などで発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。一定の規模を有する公園緑地、学校施設など公共施設、住宅団地などが該当し、市が指定する。	22、53、66、91
公園愛護会	昭和 37 年に堺市児童公園指導委員会として発足し、昭和 44 年に改称され、市民の健全かつ楽しい憩いの場となるよう公園の環境整備と緑化推進を図ることを目的としている。 委員は公園の所在する各校区代表者による推薦を得て、市長が委嘱するものであり、公園の清掃、除草などについて協力金制度を実施している。	75、95
工場立地法	工場立地の適正化と工場環境の向上をめざし、工場立地に関する調査、工場敷地の利用のあり方という観点から、昭和 48 年に「工場立地の調査に関する法律」を改正し、制定された法律。緑化については、一定規模以上の工場の生産施設や緑地等の面積率の基準を公表し、工場の新設・増設の際にはこの基準に基づいた生産施設や緑地等を設置し届け出ることを義務づけている。	65、68
公募設置管理制度 (P-PFI 制度)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度	22

さ行		掲載ページ
堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」	平成 32 年度(2020 年度)を目標年次とした堺市の長期的なまちづくりの指針。まちづくりの基本理念や目標、そしてそれを実現していくための施策の方向などを総合的、かつ体系的に示している。まちづくりの基本理念を「輝くひと やすらぐくらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺」としている。	2
堺市都市緑化基金	昭和 58 年に制定された「堺市都市緑化基金条例」に基づき設置され、市民と市が積み立てた基金及びその果実(利子)をもって、市街地、特に民有地の緑化を永続的に推進していくことを目的としている。	72、80、81
堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」	堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想のもと、社会・経済情勢を的確に捉え、市民・子ども・産業・まちが元気で、堺が将来にわたり発展するために平成 23 年度から 10 年間の取り組むべき政策の方向性を示す計画。	3

堺市緑の保全基金	平成 22 年 6 月に制定された「堺市緑の保全基金条例」に基づき設置され、緑地保全に向けた取組、緑地保全運動の盛り上げ、緑地保全を支える人材育成等を図るため、本基金を設置し、市民等の協働による緑地保全活動への支援等に活用する。	80、81
堺市緑の保全と創出に関する条例	平成 22 年 9 月に施行し、緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする。緑の基本計画の策定を義務付けるもの。	1、2、4、19、38、39、60、61、62、64、85
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。	9、12、25、37、38、39、40、80、84
CSR	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。	74、78、81
指定管理者制度	地方公共団体の公の施設にいて、民間法人その他の団体を指定し、その管理権限を代行させる制度。	22、74
市民農園	都市の住民が週末や休暇などに趣味として作物をつくる小規模な農園。	38、40、61、63
市民緑地制度	市民緑地は、土地又は人工地盤、建築物などに設置される住民の利用に供する緑地や緑化施設であり、地方公共団体などが土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地（市民緑地契約制度）と民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）がある。	61、62
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能や規模から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。	64、91
生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの。	19
生態系	生物の群集とその背景となる物質循環のような無機的環境をひとまとめにした地域理解。	4、9、13、14、63
生物多様性	生物が分化・分岐してさまざまに異なること。種だけでなく遺伝子・生態系の多様性も包括する概念。	2、4、14、15、37、42、43、61、63、97

総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。	21、22、45、53
------	--	-------------

た行		掲載ページ
大規模公園	広域レクリエーション需要に対応する公園であり、広域公園とレクリエーション都市がある。	21、22
地域コミュニティ	一定の日常生活圏に対応する地域単位とそこでの人々のつながりのこと。	22、72
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。	21、64、91
(施設の)長寿命化	建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、定期的にコストをかけて手入れを行い耐用年数の延長を図ること。	22
特殊公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする。	21、91
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区。	19、84
都市基幹公園	主として1つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。	91
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定されている都市計画の基本的な方針であり、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市づくりの方向性を示すもの。	2
都市公園法	都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。この法律には、都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。	19
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	21、48
都市緑地法	都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。	1、2、38、39、60、61、62、64、83、84

都市林	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	21、91
-----	--	-------

な行		掲載ページ
二次林	山火事や伐採などで、原生植生（一次林）が破壊されたあとに生じる森林。	9、12、13、87
農空間保全地域	農地やため池、水路などが広がる農空間の保全と活用を目的に制定された「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行）」において、農業者だけでなく府民の幅広い参加で遊休農地の利用促進を図るために定められた地域。 農空間保全地域は、生産緑地、農業振興地域の農用地区域、市街地調整区域の概ね5ha以上の集団農地等が対象である。	40、63
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設地等）を定めて設定する区域。 農用地区域に認定されると、農地等の転用は原則として認められず、また開発行為の制限を受ける。	19

は行		掲載ページ
パークマネジメント	より質の高い公園サービスを提供することを目的として、行政主導による維持管理中心の公園管理から転換し、民間事業者、地域団体、NPO法人といった多様な主体との連携・協働により経営的視点・利用者の視点に立って、公園の整備・管理運営を戦略的に推進すること。	22、29、50、51、52、54、65、67、97
パートナーシップ花壇	公園・地域の環境美化の促進を図ることを目的に、本市が設置、管理する都市公園等の管理上支障のない範囲でルールをつくり、ボランティア活動により取り組む花壇づくり。	75
バリアフリー	身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。	23、91
PFI制度	Private Finance Initiativeの略。公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う制度。	22
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表	4、93

	面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。	
PDCA マネジメント サイクル	施策・事業を効率的・効果的に推進していくための、戦略的な計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなるマネジメントサイクル	85、86
風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	21
風致地区	自然の風致の維持を目的として都市計画区域内に特に指定された地区。	19、26、27、 65、69、97
壁面緑化	建物の外壁部分を緑化すること。主にツル植物特有の性質である「絡まる」「巻きつく」「吸い付く」「垂れる」「這う」等の生息特性を利用して、建築物の外壁のほか、石堀、コンクリート擁壁、遮音等を緑化する工法が一般的。	65、68
墓園	墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地である。	19、21
保存樹木（等）	堺市緑の保全と創出に関する条例第 16 条に基づき指定される、健全な環境の保持及び向上を図るため必要であるとされる本市の区域内に存する樹木やまた樹木の集団。	19、32、37、 61、62

ま行		掲載ページ
みどりの大阪推進 計画	平成 21 年 12 月に大阪府が策定。広域的観点からみだみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにし、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもの。	2、87
みどりの風促進区 域	「みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月大阪府策定）」における具体的戦略の一つ。海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域を指定している。	56
緑の政策大綱	緑豊かな生活環境の形成をめざして、緑の保全・創出・活用に関わる所管施策の 21 世紀初頭までの具体的目標と実現方針を建設省（現国土交通省）所管事業についてとりまとめたもの。	2

や行		掲載ページ
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。	66

ら行		掲載ページ
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。住民や事業者の協力で、街を良好な環境にすることができる。	19、64、65、68
緑地保全地域	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。	84
緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度	民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図ることを目的に、一定の緑地整備・管理能力を有するNPO法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、その他の非営利法人、又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社について市区町村長がこれを指定し、管理協定に基づく緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等としての位置付ける制度。	82
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路を主体とする緑地。	14、21、25、45、46、48、57、83、91、97
緑被率	平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度で、地区の緑の環境条件を分析・評価する際に用いられることが多い。樹木等で被われた区域の水平投影面積の和との割合。	20、87、88、94
歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	21